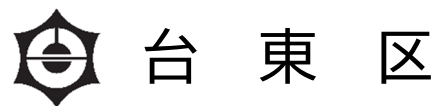


# 台東区災害廃棄物処理計画

令和3年3月





# 目 次

<b>第1章 総論</b> .....	1
1. 目的.....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の対象とする災害と廃棄物.....	3
(1) 対象とする災害.....	3
(2) 対象とする廃棄物 .....	4
4. 災害廃棄物処理における各主体の役割.....	6
(1) 本区の役割.....	6
(2) (仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部の役割.....	6
(3) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割 .....	6
(4) 東京二十三区清掃協議会の役割 .....	6
(5) 東京都の役割.....	6
(6) 区民の役割.....	7
(7) 事業者の役割.....	7
5. 災害廃棄物処理の大まかな流れ.....	8
<b>第2章 災害時に発生する廃棄物の処理</b> .....	10
1. 災害廃棄物処理の基本的な考え方.....	10
(1) 基本方針.....	10
(2) 時期区分ごとの対応 .....	11
2. 災害廃棄物処理に係る重要事項.....	12
(1) 初動対応体制の構築 .....	12
(2) 仮置場の設置.....	15
(3) 片付けごみの混廃化の防止 .....	19
(4) 広域連携・受援・支援体制の構築.....	19
(5) 平時からの継続的な取り組み .....	22
3. 情報収集・連絡・発信体制 .....	23
(1) 情報収集・連絡・共有 .....	23
(2) 区民への周知・啓発 .....	24
4. 環境対策 .....	25
(1) 環境モニタリング .....	25
(2) 衛生管理.....	25
(3) 火災予防対策.....	25
(4) 粉じんの飛散防止対策 .....	25

(5) 水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策 .....	25
(6) 石綿含有廃棄物対策 .....	25
5. 国庫補助金対応 .....	26
(1) 災害発生への報告 .....	26
(2) 災害等廃棄物処理事業報告書の作成 .....	26
(3) 災害査定 .....	26
(4) 補助金交付申請 .....	26
<b>第3章 災害時に発生する廃棄物ごとの処理手順 .....</b>	<b>27</b>
1. 被災廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ） .....	27
(1) 被災廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ）の処理 .....	27
(2) 各主体の役割 .....	28
(3) 被災廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ）の時期区分における処理フロー .....	29
2. 被災廃棄物（し尿） .....	32
(1) し尿処理 .....	32
(2) 各主体の役割 .....	33
(3) し尿の処理の時期区分における処理フロー .....	34
3. 災害廃棄物（片付けごみ） .....	38
(1) 片付けごみ処理 .....	38
(2) 各主体の役割 .....	39
(3) 片付けごみの時期区分における処理フロー .....	41
4. 災害廃棄物（災害がれき） .....	46
(1) 災害がれきの処理 .....	46
(2) 各主体の役割 .....	48
(3) 災害がれき処理の時期区分における処理フロー .....	50
(4) 損壊家屋等の解体・撤去の時期区分における処理フロー .....	52
<b>第4章 災害廃棄物処理計画の見直しと発災後の処理方針等の策定 .....</b>	<b>55</b>
1. 災害廃棄物処理計画の見直し .....	55
2. 災害廃棄物処理方針の策定 .....	55
3. 災害廃棄物処理実行計画の策定 .....	56
<b>資料編 .....</b>	<b>59</b>
1. 本計画で想定した災害及び被害 .....	60
(1) 地震災害 .....	60
(2) 風水害 .....	61
2. 災害廃棄物発生量の推計方法 .....	62

(1) 生活ごみ発生量.....	62
(2) 避難所ごみ発生量 .....	62
(3) し尿発生量.....	62
(4) 災害がれき発生量 .....	63
(5) 仮置場の必要面積 .....	64
(6) 片付けごみの発生量 .....	64
(7) 風水害による災害廃棄物の発生量 .....	64
3. 災害廃棄物の処理例 .....	65
4. 災害廃棄物処理の流れ（地震災害） .....	66
5. 台東区災害廃棄物処理基本計画の策定経過.....	67
6. 委員名簿.....	68



# 第1章 総論

## 1. 目的

東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、令和元年台風第19号など全国各地で大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の処理について各地方公共団体等が対応する中で、様々な課題が明らかになっている。

国は、災害への対応から得られた様々な教訓等を踏まえ、災害の発生に備えた法的な対応として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）及び「災害対策基本法」（平成27年7月17日公布）を一部改正し、災害対策の強化を図るとともに、平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」（以下「対策指針」という）を改定し、地方公共団体が災害時における廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行うための災害廃棄物対策に関する基本的な考え方を示し、都道府県及び区市町村へ災害廃棄物処理計画の策定を求めている。

東京都（以下「都」という）は「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月策定）を策定し、都内の災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、必要となる体制、処理方法などの基本的事項を定めている。

台東区（以下「本区」という）では、災害に伴い発生した災害廃棄物の処理を迅速に、安全かつ衛生的に行うとともに、リサイクルや環境に留意した対応を図ることにより、災害発生後の衛生環境を確保し、速やかな復旧・復興に資することを目的として「台東区災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という）を策定する。

本区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という）、東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という）、都、協定に基づく事業者（廃棄物処理業、建設業、その他）、区民の役割を明確にし、円滑な相互連携の実現を図るとともに、近年の災害において課題となった災害廃棄物の収集・運搬、処理についての連携・支援のあり方、災害廃棄物の仮置場の適切な運用等について取りまとめる。



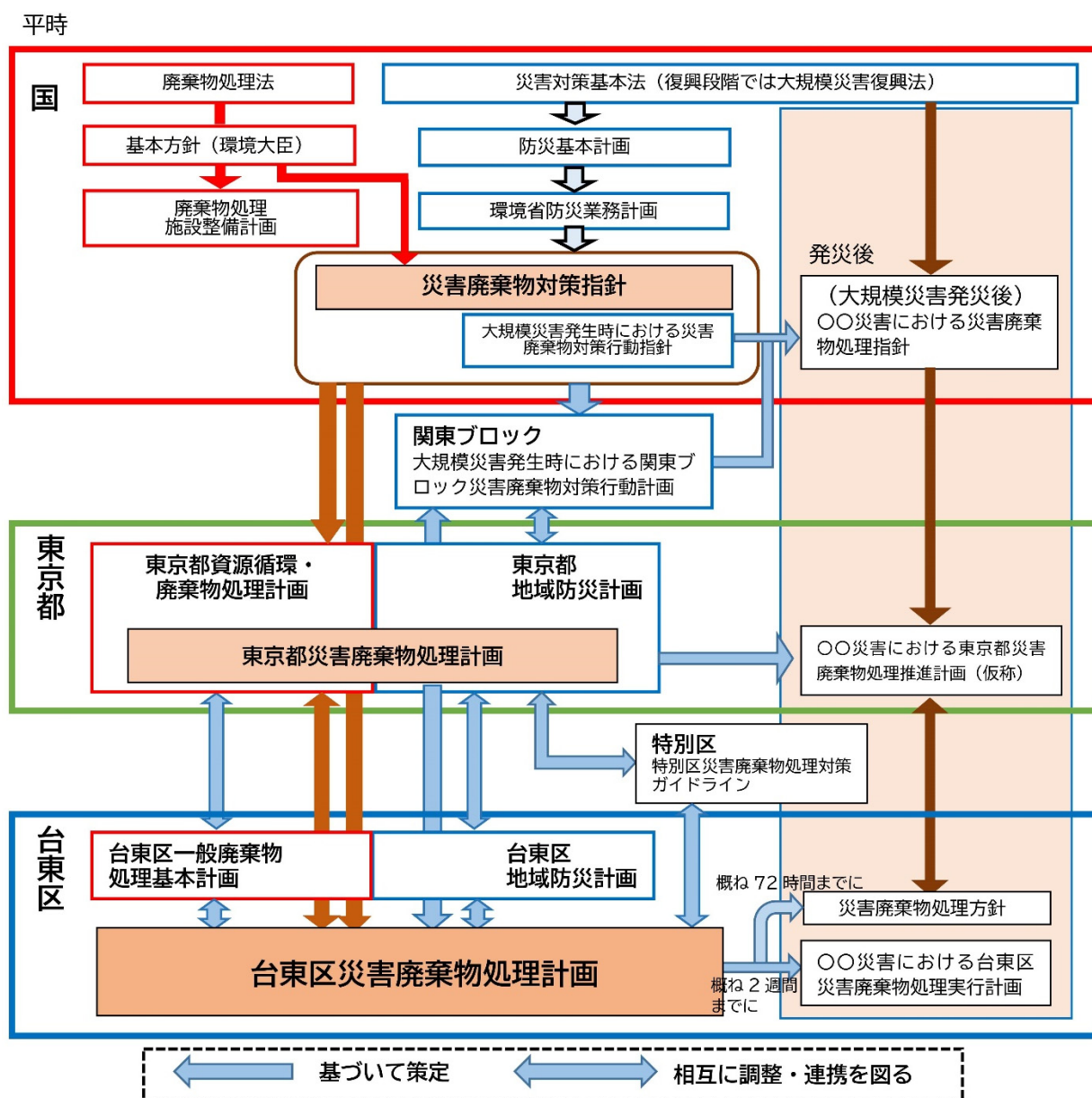
## 2. 計画の位置付け

本計画は「対策指針」や「廃棄物処理法」、「災害対策基本法」等に基づき策定するものであり、「台東区地域防災計画」と整合を図りながら、「台東区一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する基本的事項を補足する計画として位置付けるものである。

また、災害が発生した際、本計画で定めた内容で初動対応を行い、実際の被害状況にあわせて柔軟に運用する。

発災後は、実際の被害状況に応じて、発災から概ね 72 時間までに災害廃棄物処理の基本的な考え方をまとめた災害廃棄物処理方針（以下「処理方針」とする）を定め、発災から概ね 2 週間までに災害廃棄物の発生量の把握、収集・運搬体制、スケジュールなどの具体的な内容を示した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

図 1-1 計画の位置付け





### 3. 計画の対象とする災害と廃棄物

#### (1) 対象とする災害

本区の区域において発生する大規模な地震災害及び台風や集中豪雨等による風水害とする。

地震災害の想定は、都が想定した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議）」に基づくものとする。

風水害被害の想定は、本区洪水ハザードマップで示した荒川が氾濫した場合の浸水被害に基づくものとする。

表 1-1 本計画で対象とする災害

対象となる災害	被害想定	出典
地震災害	東京湾北部地震、マグニチュード7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒	首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議）
風水害	荒川流域で3日間の総雨量が632mmの降雨	荒川水害ハザードマップ（令和3年1月）



## (2) 対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、表 1-2 のとおりとする。

一般廃棄物のうち、被災者の生活ごみ、避難所ごみ、し尿は、被災廃棄物とする。建物等の倒壊により生じた災害がれき、そして被災者の宅内で発生した片付けごみは、災害廃棄物とする。なお、災害廃棄物の分別区分は、表 1-3 のとおりとする。

被災した家庭等から排出される被災廃棄物（し尿除く）等は、本区の通常の分別ルール（収集頻度等を変更する可能性あり）のとおり収集・運搬等を行う。

ただし、収集・運搬方法が異なる片付けごみ（災害廃棄物）とは一緒に排出しないよう区民へ呼びかける。

また、片付けごみや資源等は、できる限り家庭で保管するよう働きかけ、収集開始時期や地域等は、別途、広報する。

事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）は、原則、平時と同様に事業者が自ら処理を行う。

ただし、発災後、廃棄物処理法 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生した廃棄物は本計画の対象となる。

表 1-2 対象とする廃棄物

災害時に発生する廃棄物の種類		概要	本計画の対象
一般廃棄物	被災生活ごみ	被災した区民の排出する生活ごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く)	○
	被災避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ (容器包装や段ボール、衣類等が多い)	○
	被災し尿	被災施設の仮設トイレのし尿	○
	被災災害がれき	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じた廃棄物 損壊家屋の撤去等で発生する廃棄物	○
	被災片付けごみ	損壊家屋や水没した家屋から排出される家財道具 (通常の粗大ごみは除く)	○
事業系一般廃棄物		被災した事業場からの廃棄物 (事業活動に伴う廃棄物は除く)	○
産業廃棄物		廃棄物処理法第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

※太枠内が本計画の対象となります。

表 1-3 災害廃棄物(災害がれき・片付けごみ)の分別区分

写真(例)	種類と特徴
	①可燃物 ・繊維類、紙類、木くず、プラスチック等が混在した可燃性廃棄物。 ・腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。 ・火災防止の観点から高さ5m以上に積み上げない。
	②畳 ・発酵し発火する危険がある。 ・腐敗すると悪臭を発生し、破碎処理に時間がかかるため、腐敗が始まっている物を優先して処理する。
	③木くず ・柱、はり、壁材等。 ・処理施設に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要である。 ・火災防止の観点から高さ5m以上に積み上げない。
	④不燃物 ・がれき類、ガラス、陶器、レンガ、細かなコンクリート、土砂等の混在した不燃性の廃棄物。
	⑤金属くず ・鉄骨、鉄筋、アルミ材、機械類、スチール家具等。
	⑥コンクリートくず ・コンクリート片、コンクリートブロック。 ・処理施設に搬出するためには、鉄筋類の除去・破碎等が必要である。
	⑦アスファルトくず ・道路舗装等に使用されていたアスファルト等。
	⑧家電 ・被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。
	⑨自動車 ・災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。 ・水害時は多い。
	⑩危険物 ・火器、ボンベ類等の危険物や石膏ボード等。
	⑪有害廃棄物 ・石綿含有廃棄物、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、感染性廃棄物、水銀使用廃製品、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等。
	⑫分別困難な混合物 ・①～⑪以外の分別困難な混合物。

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル(環境省)を一部加工して作成([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

## 4. 災害廃棄物処理における各主体の役割

### (1) 本区の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物であることから、本区が包括的な処理責任を負う。

区内で発生した災害廃棄物の収集・運搬作業、仮置場の選定や確保を行い、清掃一組が管理する清掃工場等の中間処理施設及び民間の処理施設を活用し、特別区や都と連携を図りながら主体的に処理を行う。

また、最終処分については、特別区及び都と連携して実施する。

### (2) (仮称) 特別区災害廃棄物処理対策本部の役割

特別区内で発生した災害廃棄物については、特別区で連携して収集・運搬、処理を実施する。災害発生時には、主に情報収集活動を行う(仮称)特別区災害廃棄物処理初動本部(以下「特別区初動本部」という)を組織する。

その後、特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に進めるため、(仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部(以下「特別区対策本部」という)が設置される。主な役割としては、共同処理における基本方針・基本施策に関することをはじめ、二次仮置場や仮設処理施設の設置及び運営に関する調整、民間処理施設での処理及び広域処理に関する調整、共同処理に係る国庫補助金申請に関する調整等を行う。

なお、特別区内で処理しきれない場合は、都と調整し、道府県等との広域処理の要請を協議する。

### (3) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

清掃一組は、各区内で発生した災害廃棄物のうち、燃やすごみの焼却処理、燃やさないごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行う。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理(下水道投入等)を行う。

### (4) 東京二十三区清掃協議会の役割

清掃協議会は、廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

### (5) 東京都の役割

都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被災状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、被災自治体に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

## (6) 区民の役割

自らの生命と安全な生活を確保することが最優先である。次に、災害に伴って一時的、大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な分別及び収集・運搬に協力する。

区の指示があるまでは、廃棄物を各家庭で分別・保管し、区の指定した分別や排出ルールに従い、定められた場所等に排出する。

分別の徹底が早期の災害復旧・復興事業に寄与することから、努めて協力する。

## (7) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）を自らの排出者処理責任に基づき分別・運搬、処理を行う。

また、廃棄物処理の知見、能力等を有する事業者は、区及び都が実施する災害廃棄物の分別・運搬、処理に対して協力するなど、保有する知見及び能力等を発揮し役割を果たす。

## 5. 災害廃棄物処理の大まかな流れ



- 道路啓開や人命救助で生じた支障物の撤去（応急集積所）
- 分別排出
- 撤去・収集
- 運搬
- 廃棄物の一時集積（地区集積所）  
など



- 既存の中間処理施設（産廃施設も含む）
- 再資源化（復興資材への利用）
- 最終処分

一次仮置場

粗選別、分別

保管

処理困難物への対応  
(比較的規模の大きい災害)

二次仮置場

移動式及び仮設処理施設による  
中間処理

など

出典：災害廃棄物対策の基礎（環境省）一部加工

## 第2章 災害時に発生する廃棄物の処理

---

### 1. 災害廃棄物処理の基本的な考え方

#### (1) 基本方針

災害時においては、できる限り平時に近い状態で廃棄物を迅速かつ適正に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次のとおりに基本方針を定め、具体的な取り組みを進める。

また、災害廃棄物処理を計画的に進めることで、持続可能な開発目標 (SDGs<sup>※1</sup>) の「11 住み続けられるまちづくりを」の達成につなげていく。

#### ①迅速かつ安全・衛生的な対応・処理

災害廃棄物の処理は、区民の生活環境、さらには都市機能の回復及び地域復興の進捗に大きく関わるため、迅速かつ安全・衛生的に行う。

特に収集・運搬等の作業では、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じながら行う。

#### ②分別・リサイクルの徹底

大量に発生する災害廃棄物を分別・リサイクルすることは、収集・運搬の円滑化と、最終処分場への負担軽減にも有効である。区民や解体等の業者には分別排出の徹底を周知するとともに、区は仮置場での選別を徹底することにより迅速な処理作業と高度なりサイクルを推進する。

#### ③区民や事業者への分かりやすい排出方法の広報

災害発生時のみならず平時より、区民や事業者に対して災害時における廃棄物等の分別・排出方法を分かりやすく周知する。

#### ④効率的な処理

災害発生後の道路等の被害状況を踏まえた仮置場の配置、民間事業者や他自治体との協定等に基づく有効な連携処理等を進めることにより、災害廃棄物を円滑に処理する。

#### ⑤環境に配慮した処理

災害時は、危険物や有害廃棄物も災害廃棄物として発生する恐れがある。このような災害廃棄物を国の指針に従い、適正に分別、収集・運搬、処理するとともに、損壊家屋等の撤去時に飛散する恐れがある石綿やPCB<sup>※2</sup>の環境モニタリング等の対策を講じる。



## (2) 時期区分ごとの対応

発災後、時間の流れに応じて優先すべき事項等が推移することから時期区分ごとに対応を例示する。

表 2-1 時期区分ごとの対応

時期区分		期間の目安	対応
災害応急対応期	初動期	発災後3日以内	人命救助が優先される時期 →体制整備、被害状況の確認、資機材の確保等
	応急期(前半)	発災後数日～3週間以内	避難所生活が本格化する時期 →主に優先的な処理が必要な廃棄物を処理
	応急期(後半)	発災後数日～3か月以内	人や物の流れが回復する時期 →災害がれきの本格的な処理に向けた準備等
復旧・復興期		発災後数か月～3年以内	避難所生活が終了する時期 →災害がれきの本格的な処理等

※1 SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、平成27年9月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(The 2030 Agenda for Sustainable Development)で示された具体的行動指針のことで、貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など17のグローバル目標と169の達成基準からなっている。英語の略称はSDGs(Sustainable Development Goals)。

※2 PCBとは、Poly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質である。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

## 2. 災害廃棄物処理に係る重要事項

5つの基本方針に基づき、災害廃棄物処理を実行するために重要な事項を次に示す。

### (1) 初動対応体制の構築

災害廃棄物の処理については、平時より、総括、指揮を行う意思決定部門の設置や初動時に必要となる人員数、受援に際しての役割分担等を想定し備える。

また、災害廃棄物処理の経験や専門的な技術に関する知識（土木建築の設計、積算、現場管理、契約事務、国庫補助金対応など）を持つ職員をリスト化し、定期的な更新を行う。

#### ①庁内の組織体制

本区は、災害対策活動の推進を図るため、「台東区災害対策本部」（以下「区災害対策本部」という）を設置する。

#### 【区災害対策本部設置基準】

- 震度5強以上の地震が区内に発生した場合
- 区内の数地区について災害が発生し、直ちに災害応急対策を必要とする場合
- 区の区域外で災害が発生し、区内においても甚大な影響が想定される場合

区災害対策本部では、災害応急対策を実施するための「部」が組織される。

災害廃棄物の処理（災害がれき、片付けごみ）及び被災廃棄物の処理（生活ごみ、避難所ごみ）、し尿処理に関することは、災対環境清掃部（環境清掃部）を組織し、災害廃棄物等を円滑に処理するために、同部内に「(仮称) 災害廃棄物処理対策室」（以下「処理対策室」という）を設置する。

大規模災害発生時には、職員自らが被災するなど、人員不足となる恐れがある。協定を締結している自治体に対して応援職員の派遣を要請する等、人員確保に努める。また、初動期や応急期（前期）は、被災者の生活ごみや避難所ごみ及び片付けごみの処理への対応が中心となるが、応急期（後期）及び復旧・復興期では、災害がれきの処理へと力点が移行するため、柔軟な動員体制を敷く。

図 2-1 災害時の本区の体制

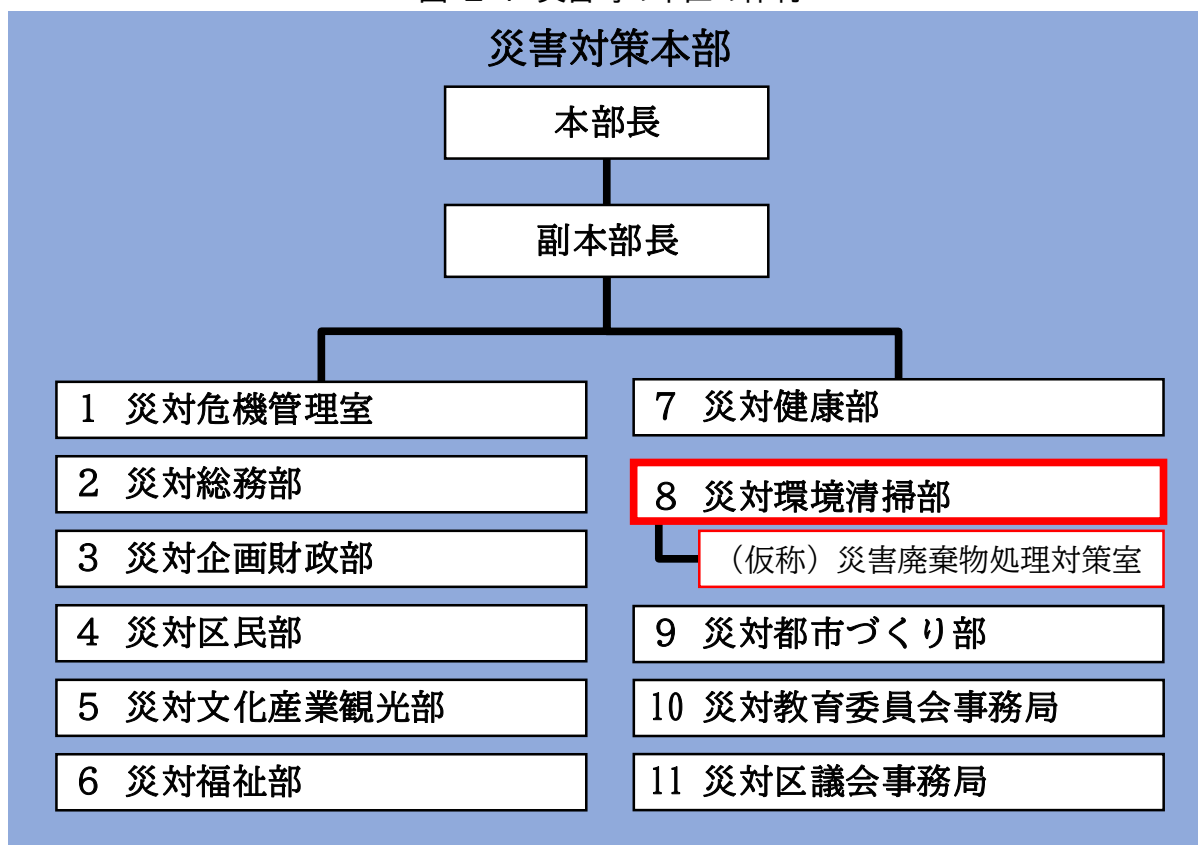


表 2-2 区災害対策本部の組織について(災対環境清掃部を抜粋)

機関の名称	事務又は業務の大綱
災対環境清掃部 (環境清掃部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡に関すること</li> <li>2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること</li> <li>3 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査及び総括に関すること</li> <li>4 所管施設の利用者の安全確保に関すること</li> <li>5 帰宅困難者支援施設に関すること</li> <li>6 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関すること</li> <li>7 がれき処理に関すること</li> <li>8 ごみ及びし尿の処理に関すること</li> <li>9 都及び清掃一部事務組合との連絡調整に関すること</li> <li>10 部所属職員の動員に関すること</li> <li>11 部内及び他部との連絡調整に関すること</li> <li>12 部内及び他部への応援に関すること</li> </ol>

表 2-3 (仮称)災害廃棄物処理対策室の事務分担(例)

班	担当	事務内容
室長		災害廃棄物処理方針の決定、意思決定
室長代理		室長の補佐、代理
総務班	総合調整担当	災害廃棄物処理における各作業の進行管理、実行計画の策定に関すること
	財務担当	予算、国庫補助金申請（写真等の記録）に関すること
	広報担当	区民に対する広報に関すること
	渉外担当	国、都等の関係機関との連絡調整に関すること 廃棄物処理施設との連絡調整等に関すること
	許認可等担当	仮置場の搬入出許可・計画等に関すること
資源管理班	仮置場担当	仮置場・地区集積所等の設置・管理に関すること
	環境担当	環境保全対策、環境測定に関すること
収集・運搬班	生活ごみ・避難所ごみ処理担当	生活ごみ、避難所ごみに関すること
	し尿処理担当	し尿に関すること
	災害がれき処理・片付けごみ処理担当	災害がれき・片付けごみに関すること
受援班	受入・配置担当	ボランティア、資機材等の受入配置に関すること



## (2) 仮置場の設置

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管するために一時的に集積する場所である。被災した家財を含む比較的大きな災害廃棄物の速やかな処理・処分を行うために設置する。仮置場の種類と用途は、以下のとおりである。

表 2-4 仮置場の種類と用途

種類	用途	設置者
応急集積所	人命救助・行方不明者捜索や道路啓開などの応急活動によって撤去した道路上の障害物等の一時的な保管場所として使用する。	台東区
地区集積所	被災した区民が片付けごみ等を分別し自ら持ち込むため、身近な場所に設置し一時的な保管場所として使用する。	
一次仮置場	地区集積所等から収集した片付けごみ及び災害がれきを集積し粗選別後、処理施設又は二次仮置場へ排出するまでの間保管する場所として使用する。	
二次仮置場	各区の一次仮置場の災害廃棄物を集積し選別した後、破碎又は焼却等の処理までの間保管するため、都有地などに設置する。仮設の破碎処理施設や資源の一時保管場所を併設する場合もある。	特別区

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

図 2-2 集積所及び仮置場のイメージ



出典：応急集積所写真、「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」（公益法人自動車リサイクル促進センター）  
 地区集積所、一次仮置場写真「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）  
 二次仮置場写真（東京都環境局より提供）

### ①候補地の選定

仮置場の種類ごとに必要な面積を確保するとともに、生活環境との距離や区民のアクセスも考慮する。また、環境保全措置や原状回復のルールも事前に定める。

重機などを使用した選別作業を行うことを想定している仮置場は、十分なスペースを確保できる候補地を選定する。

### ②設置及び管理運営

平時より重機、敷設、飛散防止対策、消火設備、悪臭及び害虫対策など必要な資機材の選定と調達する相手方を確保する。

また、仮置場の管理運営には多くの人員が必要なため、応援を要請できる民間事業者等をリスト化する。

あらかじめ本計画において定めている管理運営体制、役割分担、資機材調達の連絡調整、搬入受付、場内誘導、分別指導、荷卸し支援などを確保したうえで仮置場の設置を決定し、仮置場周辺に住む区民への通知を行う。

仮置場の設置にあたっては、土壌汚染防止の措置や資機材の搬入、設置などを行い場内の整備を行う。

### ③仮置場の利用に関する周知

片付ごみ等の受け入れ開始予定日や搬入品目など、仮置場利用に関する要件について区民に周知を行う。

#### ア 一次仮置場について

一次仮置場の搬出入計画を作成し、円滑な進行に努める。必要に応じて、都等に支援要請を行う。

令和2年7月豪雨の災害対応（熊本県人吉市）の「ファストレーン方式（分別された状態で持ち込まれた廃棄物から優先的に受け入れるという受入れ方法）」や防衛省・自衛隊が協働して行った大型の災害廃棄物の効率的な積み込み作業「大型災害ごみ一掃大作戦」についても参考にしながら、迅速な搬入搬出ができるように努めていく。

#### (i) 一次仮置場の配置計画（例）

配置計画を検討する際の留意事項は以下のとおりとする。

##### <人員の配置>

- 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。
- 分別指導や荷下ろしの補助のための人員を配置する。

##### <出入口>

- 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。
- 損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい）を設置する。なお、簡

易計量器は片付けごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、区民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須としない。

- 渋滞対応策として「ファストレーン方式」を導入する。

#### <動線>

- 搬入・搬出する運搬車両の動線は、左折での出入りとし、場内は一方通行とする。動線は右回り（時計回り）とする。場内通路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるようにする。

#### <地盤対策>

- 仮置場の地面について、特に土の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板を手当する。
- 降雨時等は災害廃棄物からの溶出が想定されることから、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する。

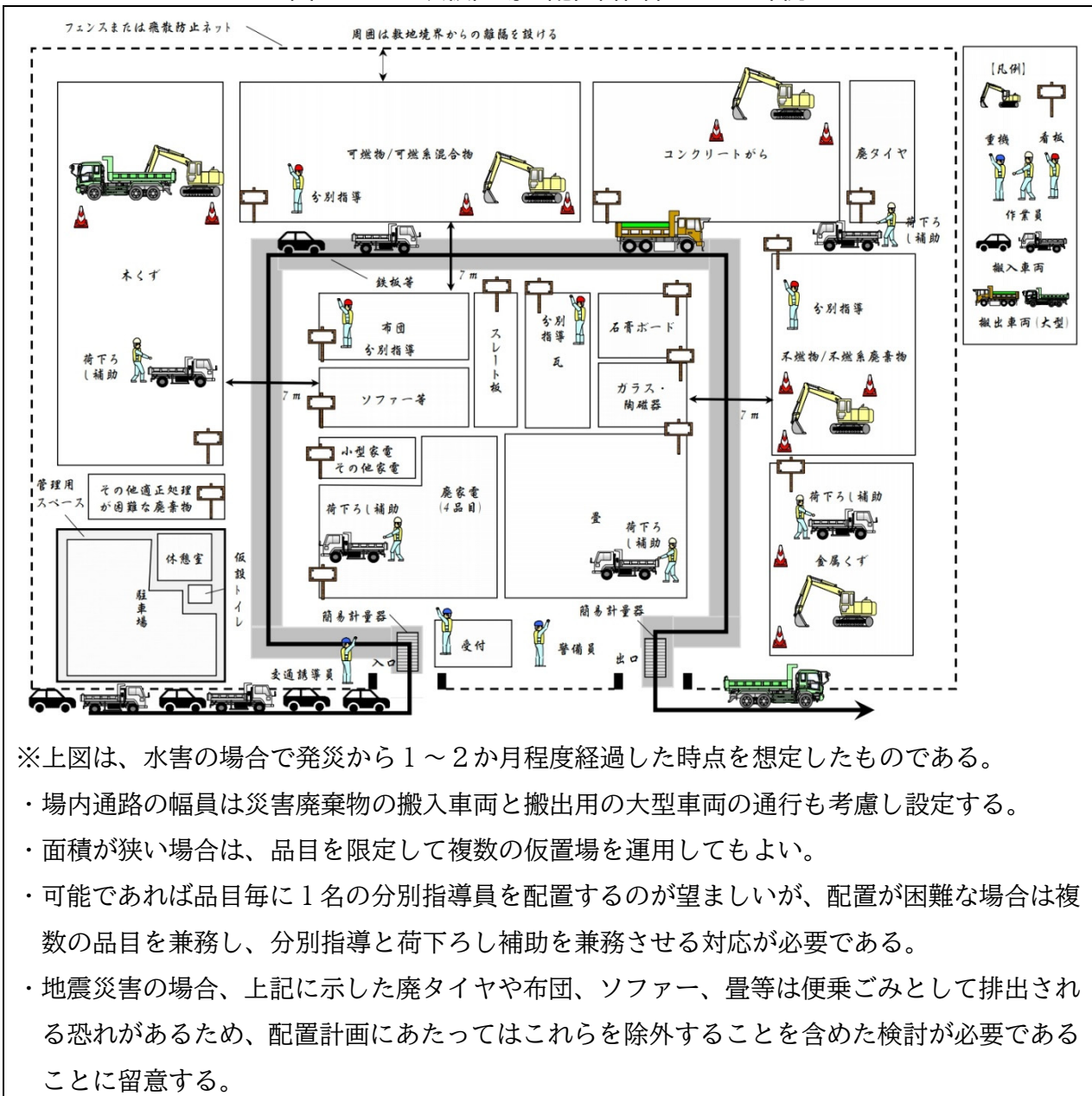
#### <災害廃棄物の配置>

- 災害廃棄物は分別して保管する。
- 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保する。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類が異なることから、災害の状況に応じて廃棄物ごとに保管する面積を設定する。
- 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースも確保する。
- スレート板や石膏ボードには石綿が含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。さらに、シートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- PCB 及び石綿、その他の有害・危険物、適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

#### <その他>

- 市街地の仮置場には、災害廃棄物処理の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の搬入者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策を講じる。フェンスは出入口を限定することにより不法投棄を防止する効果に加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。

図 2-3 一次仮置場の配置計画(レイアウト)例



※上図は、水害の場合で発災から1～2か月程度経過した時点进行想定したものである。

- ・場内通路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。
- ・面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。
- ・可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務し、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる対応が必要である。
- ・地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファ、畳等は便乗ごみとして排出される恐れがあるため、配置計画にあたってはこれらを除外することを含めた検討が必要であることに留意する。

(ii) 一次仮置場のスペースと分別基準

<一次仮置場に十分な面積を確保できる場合>

- ①可燃物 (畳は別にする)、②木くず、③不燃物、④金属くず、⑤コンクリートくず、⑥アスファルトくず、⑦家電、自動車、⑧危険物、有害廃棄物 (種類ごと分別)、⑨上記①～⑧に分別困難な混合物

<一次仮置場に十分な面積を確保できない場合>

分別区分の種類 (①～⑫) ごとに一次仮置場の設置を検討する。

現場で分別し、コンクリートくずや金属くずを現場に残し、危険物や可燃性の物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。



<一次仮置場が確保できない場合>

各地区集積所において分別等を徹底し、各処理施設の搬入基準を満たす状態であれば、一次仮置場を介さずに、直接処理施設等へ運搬することを清掃一組等と調整する。

#### イ 二次仮置場について

二次仮置場の確保、設置・運営は、特別区対策本部が主導する。

##### (i) 二次仮置場の確保・設置の必要性

一次仮置場に集積された災害廃棄物のうち、性状や形状・大きさがそのままでは既存処理施設等へ搬入することが困難な状態のものは、既存処理施設へ搬入する前に破碎・選別等の中間処理を行う。

##### (ii) 二次仮置場の候補地

二次仮置場は、広域処理のための積み出しや各区の一次仮置場からの搬入の利便性等を考慮して、特別区内に複数箇所設置することを原則とし、仮設処理施設及び資源物一時保管場所の併設もできるようにする。

##### (iii) 二次仮置場の管理方法

二次仮置場の管理は、特別区全体で行い、実務は特別区対策本部において行う。

#### (3) 片付けごみの混廃化の防止

排出段階における分別作業は重要である。

排出者から分別の協力を得なければ混廃化は進み、仮置場の設置に十分なスペースが確保されていないと選別作業ができず、作業の遅延を招くことになる。

処理施設では混廃状態のままでは処理ができないため、別の場所に運搬し、分別処理を行うか産業廃棄物処理業者へ委託するなど、処理に要する期間や費用が増加するほか、廃棄物が滞留し生活環境の悪化にもつながる。

発災後のみならず平時においても、災害廃棄物の分別区分等の周知が極めて重要である。「分けたら早い、混ぜたら遅い」を合言葉に仮置場の利用に関する区民等への広報活動を丁寧に行う。

あわせて社会福祉協議会と連携し、災害支援ボランティアへの周知も行う。

仮置場設置後も排出段階から分別の協力を働きかける啓発を行うとともに、一次仮置場における選別作業も徹底する。

#### (4) 広域連携・受援・支援体制の構築

人的支援を受ける場合の役割分担を想定し、都、他自治体及び国に対して迅速に支援を要請できるよう備える。

また、収集・運搬支援を受ける場合、廃棄物の種類ごとに必要となる車種や台数を想定し、災害発生後、迅速に対応できるようにする。

混乱を防ぐため、連絡体制の一元化を確立する。

民間団体との連携では、平時より災害支援協定を締結するほか、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の管理運営、処理などに係わる手続きや契約などについての準備を行う。

#### ①関係機関との協力・連携

災害廃棄物の収集・運搬や処理について、区のみでは対応できない場合や通常処理に支障が生じる場合は、各関係機関への応援要請を行う。

表 2-5 関係機関との協力・連携

関係機関	協力・連携内容
①環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）による災害廃棄物処理に関する技術的な指導・助言</li> <li>・ 災害対策基本法第 86 条の 5 に基づく代行処理</li> <li>・ 廃棄物処理法第 22 条に基づく国庫補助金の支給</li> </ul>
②自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命救助・行方不明者捜索のための道路上の障害物等の撤去</li> <li>・ 道路啓開等のための道路上障害物等の撤去</li> <li>・ 大型ごみの分別、収集・運搬作業等の協力・支援</li> </ul>
③警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺失物法等の関連法令での手続き</li> </ul>
④消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命救助・行方不明者捜索のための道路上の障害物等の撤去</li> </ul>
⑤東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理に関する技術的な助言</li> <li>・ 産業廃棄物処理についての情報提供</li> <li>・ 災害廃棄物の最終処分の実施</li> <li>・ 下水道施設へのし尿搬入及び受入れ</li> <li>・ 道府県等への広域処理の要請</li> <li>・ 地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託による処理</li> </ul>
⑥特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別区の相互協力体制のもと災害廃棄物の共同処理</li> <li>・ し尿収集・運搬に関する近隣区との連携</li> </ul>
⑦清掃一組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理</li> <li>・ くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の下水道投入等の処理</li> </ul>
⑧清掃協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の収集及び運搬に係る車両供給業者の配車手配</li> <li>・ 収集車両の確保等の災害廃棄物処理関係団体からの協力・支援</li> </ul>
⑨支援市町村、協定締結市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の派遣</li> <li>・ 備蓄品、資機材等の支援</li> <li>・ 災害廃棄物等の収集・運搬、処理支援</li> <li>・ 被災者の一時収容施設の提供</li> </ul>
⑩民間事業者団体、民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要機材の支援</li> <li>・ 業務委託による災害廃棄物等の収集・運搬、処理支援</li> </ul>

表 2-6 協定締結区市町村、事業者団体との協定

協定の名称	相手方	協定の内容
台東区及び墨田区防災相互協定	墨田区	物資、飲料水の相互援助
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	物資、職員等の応急対策に必要な全ての支援の相互援助
災害廃棄物の共同処理に関する協定	特別区及び清掃一組	特別区内から発生する災害廃棄物の共同処理に関する事
台東区と姉妹・友好都市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市、長野県諏訪市、栃木県日光市、福島県南会津町、福島県会津美里町、大分県豊後大野市、山形県村山市	物資、資器材、職員の相互援助
災害時における車両等障害物除去に関する協定	一般社団法人東京都自動車整備振興会台東支部	道路上の車両等障害物の除去等
災害時における道路応急対策業務に関する協定	台東土木防災協力会	道路上の障害物の除去等
災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合	特別区内から発生する災害廃棄物等の収集及び運搬
災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定		特別区内から発生するし尿の収集及び運搬等
災害時における災害廃棄物の処理・処分等に関する協定	東京都産業資源循環協会、東京都中小建設業協会	特別区内から発生する災害廃棄物の撤去・処理及び処分等
災害時におけるし尿の処理・処分等に関する協定	(株)京葉興業、(株)太陽油化	特別区内から発生するし尿の受入れ並びに処理・処分

## ②ボランティアの要請

災害規模が大きくなるほど復旧・復興作業における人手不足が想定される。

被災家屋における片付けごみの分別や仮置場への搬入作業をより早く行うため、区災害対策本部を通して一般ボランティアに協力の要請をする。

そのため、台東区災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会とは、平時から災害廃棄物の分別、排出方法についての情報共有を図る。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から地元ボランティアに限定した事例もあり、人手不十分に加え、感染症対策などの課題も検討していく必要がある。

## ③本区が支援する側となる場合

過去の災害の事例等を踏まえ、平時より発災初動期の被災地における課題や状況を把握し、協力・支援内容、方法、連絡体制等を準備し、廃棄物収集等の支援体制の構築を図る。

また、被災地への協力・支援にあたっては災害廃棄物処理の経験が重要であることから、派遣経験者や専門的な収集・運搬等に関する技能を持つ人材を平時からリスト化し定期的に更新する。

被災地へ職員を派遣する場合は、被災地にとって何が課題でどのような支援が必要なのかを相手方等と連絡を取りながら、協力・支援を行う。

#### (5) 平時からの継続的な取り組み

本計画の確認・見直しを行うことは、災害時に適切な行動を求められる職員にとって「備え」の基本であり、組織の災害対応力を高めるうえでも重要である。

平時から職員に周知するとともに、発災時に本計画が有効に活用できるよう訓練・研修を継続的に行い、災害廃棄物処理の知識と能力を備えた人材を育成する。

表 2-7 訓練・研修(案)

形式	テーマ(例)	概要	
講義	災害廃棄物処理の基礎	災害廃棄物処理の基本的な流れ、考え方、発生する廃棄物の性状、処理業務の全体像等について学ぶ。	
	災害対応の基礎	本区や関東地方で想定されている災害の詳細、組織全体の動き、災害対応の基本的な考え方等について学ぶ。	
	国等の災害廃棄物処理事業の動向	国や関東ブロック、都の関連計画等の内容(最新情報)について学ぶ。	
	災害廃棄物処理に係る経験の共有	過去の災害において、災害廃棄物処理に携わった職員から経験談や得られた教訓を学ぶ。	
演習	基礎	災害廃棄物処理業務のあり方	災害廃棄物処理に係る具体的な業務内容について、話し合いを通じて体系的に学ぶ。
		組織体制のあり方	災害時の廃棄物処理に必要な組織の機能と人員配置について話し合いを通じて学ぶとともに、他自治体や民間事業者との連携・支援のあり方について学ぶ。
	高度(図上演習等)	状況対応図上演習	参加者数名ごとにグループを構成し、災害時に発生する様々な廃棄物関連の課題を付与して、それらに対する対応策をグループで検討・判断し、業務遂行のスキルを習得する。
		シナリオ確認図上演習	想定災害における各主体の対応シナリオを作成したうえで、参加者をグループに分け、各グループの役割に応じてシナリオの手順(連絡、情報共有等)を実行し、業務遂行のスキルを習得する。

### 3. 情報収集・連絡・発信体制

#### (1) 情報収集・連絡・共有

情報収集・連絡手段は、固定電話、携帯電話、FAX、電子メール、災害情報システムが主となるが、災害時に通信機器が被災した場合は災害用通信手段を利用する。状況に応じて直接伝達（自動車、自転車、徒歩）による方法も駆使し、あらゆる通信手段を活用する。収集した情報は、災対環境清掃部と区災害対策本部等で共有する。

表 2-8 災害用通信手段

通信機器名称	通信先・用途
MC A無線	特別区清掃所管、清掃一組
地域系防災行政無線	区災害対策本部、区民事務所、避難所となる学校、警察署、消防署、ライフライン、鉄道事業者、防災関係機関等
都地域防災無線	東京都災害対策本部
移動系防災行政無線の無線機	区内の被害状況調査等
災害時優先電話	関係防災機関

表 2-9 収集する情報一覧(例)

内容		時期区分	収集担当部署
共通	区清掃関連施設の被災・稼働状況	初動・応急	災対環境清掃部
	清掃一組管理施設の被災・稼働状況	初動・応急・復旧	
	最終処分場の被災・稼働状況	初動・応急	災対都市づくり部 災対区民部 災対教育委員会事務局
	道路の被害、障害物等の状況		
	道路啓開の進捗状況		
避難所の開設状況・運営状況			
生活・避難所・ごみ	車両供給業者の被災・稼働状況、配車可能台数、直営車両の状況	初動・応急	災対環境清掃部
	ごみ発生量（推計）		
	清掃一組・清掃協議会との配車調整		
し尿	下水道施設の被災・稼働状況	初動	区災害対策本部
	仮設マンホールトイレ設置可能なマンホールの状況	初動・応急	
	仮設トイレ等の設置状況		
	収集対象し尿発生量（推計）		
	し尿収集車の稼働可能台数		災対環境清掃部
	し尿処理ルートの確認		
災害がれき・片付けごみ	オープンスペースの被害状況、使用の可否の確認	初動・応急・復旧	区災害対策本部
	家屋等の倒壊及び焼失状況	初動	災対都市づくり部
	重機、運搬車両等の状況	初動・応急・復旧	災対環境清掃部
	災害がれき発生量（推計）	初動・応急	
	応急集積所・地区集積所の設置、稼働状況	初動・応急・復旧	
	一次・二次仮置場の設置、稼働状況		
	有害物質処理事業者の状況		
	運搬車両等の広域支援要請		
	災害がれき処理能力の状況	応急・復旧	
	広域処理の調整に係る支援要請		
	再資源化処理に係る支援要請		
	国庫補助金の申請		

## (2) 区民への周知・啓発

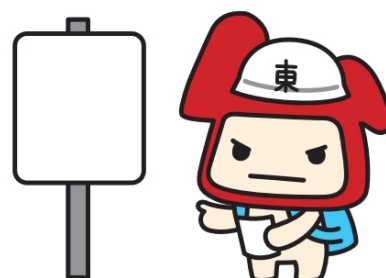
災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法やルール等についての区民の理解が重要である。排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止など）、仮置場の設置・運営等の情報について、平時より分かりやすく発信する。

また、家具転倒防止器具など、生命を守るだけでなく災害廃棄物の発生抑制にも資する対応についても、平時より発信する。

発災後の広報手段としては、ホームページや SNS のほか、被害状況に応じて、報道発表、防災行政無線、広報車、町会掲示板・回覧板、避難所等での説明会などあらゆる手段・媒体を活用し、災害後の時期区分に応じて適切な情報を発信する。また、外国人についても「やさしい日本語」等を用いて周知を行う。

表 2-10 周知・啓発の手段と内容(例)

項目	初動期	応急期(前半)	応急期(後半)	復旧・復興期
	発災後3日程度	発災後3週間程度	発災後3か月程度	発災後3年程度
手段	ホームページ、報道発表、SNS			
	防災行政無線・広報車		広報紙	
	公共施設・避難所等の掲示板・避難所での説明			
	町会回覧・掲示板			
内容(例)	生活ごみ収集	排出(分別)方法、収集頻度等		※以降、平時の体制どおり
	し尿処理	収集頻度等		※以降、平時の体制どおり
	問合せ先	各種問合せ、相談窓口の設置		
	災害がれき、片付けごみ排出ルール		排出(分別)方法	
	仮置場の設置・運営状況		場所、期間、持込み方法等	
	廃自動車等の確認		所有者確認、場所、手続き等	
	被災家屋の取り扱い		対象物件、期間、手続き等	
	災害廃棄物処理実行計画		処理フロー、処理方法等	
	災害廃棄物処理の進捗状況			処理の進捗状況、今後の見込み



## 4. 環境対策

仮置場の運営・管理や倒壊建物等の解体・撤去等による周辺環境への影響や労働災害を防止するため、必要に応じて対策を講じる。

### (1) 環境モニタリング

- 仮置場設置前に土壌等のサンプリングを行い、原状回復の際に比較できるようにする。
- 必要に応じて仮置場等で大気、騒音・振動、土壌、水質等のモニタリングを行う。

### (2) 衛生管理

- 悪臭防止、雨水による発酵抑制を行う。
- ねずみや害虫等の発生予防を行う。

### (3) 火災予防対策

- 圧密・発酵による火災の予防対策を行う。
- 仮置場における消火器、防火水槽等の消防設備を設置する。
- カセットボンベや灯油タンク等の危険物対策を行う。
- 消防車両の活動スペースや動線を確保する。

### (4) 粉じんの飛散防止対策

- 飛散防止ネットや集じん機を設置する。
- 破碎時の散水や、仮置場内の散水を行う。

### (5) 水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策

- 有害物質等を含む災害廃棄物を取り扱う場所の土壌及び地下水の汚染防止対策を行う。
- 有害物質を仮設テント内で保管するなどの降雨対策を行う。

### (6) 石綿含有廃棄物対策

- 石綿含有廃棄物は、原則、現場から直接専門業者に引渡す。
- 仮置場において、石綿含有廃棄物の選別作業等は、原則、行わない。
- 仮置場に石綿含有廃棄物を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。
- その他の取扱いについては、災害時における「石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき取り扱う。

## 5. 国庫補助金対応

平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、国庫補助金を活用して災害時の廃棄物処理を実施する。

その際、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」を参考に補助金申請等を行い、事業の発注にあたっては適正な価格であるか確認に努める。

また、災害査定を受ける際は、補助金申請のための根拠資料が必要になることから、写真等で災害時の廃棄物の状況や処理過程を記録する。

### (1) 災害発生の報告

災害廃棄物の状況について情報の収集と記録を行い、発災直後から数日の間に東京都環境局を通じて環境省に報告する。

### (2) 災害等廃棄物処理事業報告書の作成

報告書は環境省が作成した「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」に記載された様式に従って作成する。

- 災害等の概況
- 全般的被害状況（人的被害、住家の被害等）
- 事業主体（区名）
- 事業区分（一般廃棄物と災害廃棄物の対象のごみ処理、またはし尿処理の別を記載）
- 事業費見込額
- 事業費算出内訳（別紙に作成して添付する）
- 添付資料一覧（気象データ、写真、地図、災害廃棄物発生量の推計資料、災害廃棄物の処理フロー、事業費算出内訳、事業費算出内訳の根拠資料）

### (3) 災害査定

環境省及び財務省が記載内容について査定する。経費の必要性、員数、単価の根拠等を確認し補助の有無を決定する。

### (4) 補助金交付申請

災害査定の結果に基づき決定された補助限度額に従って交付申請を行う。



# 第3章 災害時に発生する廃棄物ごとの処理手順

## 1. 被災廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ）

### (1) 被災廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ）の処理

家庭等から排出される被災廃棄物（し尿は除く）は、本区の通常の分別ルール（収集頻度等を変更する可能性あり）のとおり排出し、収集・運搬等を行う。

#### ①発生量の推計

##### ア 生活ごみの発生量

1年間で42,747tの発生量が見込まれる。

燃やすごみは平時における収集量とし、燃やさないごみは、平時の収集量等の合計に阪神淡路大震災時の不燃系ごみの増加率（172.56%）を乗じて年間の発生量を推計する。

表 3-1 被災者の生活ごみ発生量推計

生活ごみ発生量 (t/年)	42,747
---------------	--------

##### イ 避難所ごみの発生量

1年間で8,419tの発生量が見込まれる。

「令和元年度廃棄物排出実態調査」で算定したごみの排出原単位に避難所の利用者数を乗じて発生量を推計する。

表 3-2 避難所ごみ発生量推計

避難所ごみ発生量 (t/日)	23
避難所ごみ発生量 (t/年)	8,419

#### ②分別区分

被災廃棄物は平時の分別区分と同様に、燃やすごみ、燃やさないごみとする。

#### ③収集・運搬

##### ア 体制

収集・運搬車両の必要台数を清掃協議会へ要請し、直営車両及び雇い上げ車両にて確保する。

##### イ 実施

生ごみを含む燃やすごみの収集・運搬を優先に行い、清掃工場に搬入する。燃やさないごみは民間施設又は不燃ごみ処理センターへ搬入する。

## ウ 区民周知

収集する被災廃棄物（し尿は除く）の分別や排出方法は、原則、通常時と同様とするが、状況によっては、変更が生じる場合がある。収集曜日・収集時間等の一時的な変更や、避難所でのごみの排出方法等については、適宜周知を行う。

## (2) 各主体の役割

### ①区の役割

被災地域における家庭等から排出される燃やすごみと燃やさないごみは、平時と同様に戸別収集し、清掃工場等へ搬入する。資源は、処理施設の稼働状況に応じて平時と同様に回収を行う。

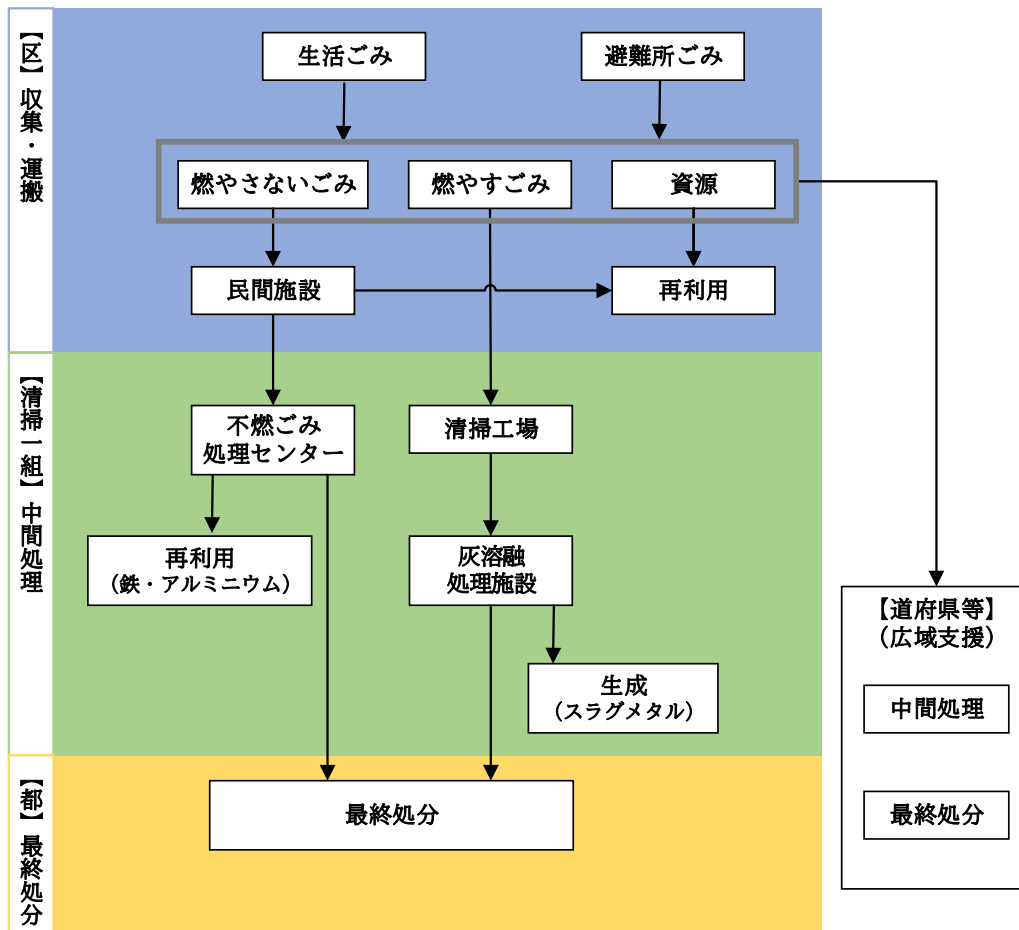
### ②清掃一組の役割

平時と同様、清掃工場等へ搬入される燃やすごみと燃やさないごみ等を適正に処理する。

### ③都の役割

平時と同様、清掃工場や不燃ごみ処理センター等から生じる燃やすごみと燃やさないごみの残渣等の最終処分を行う。

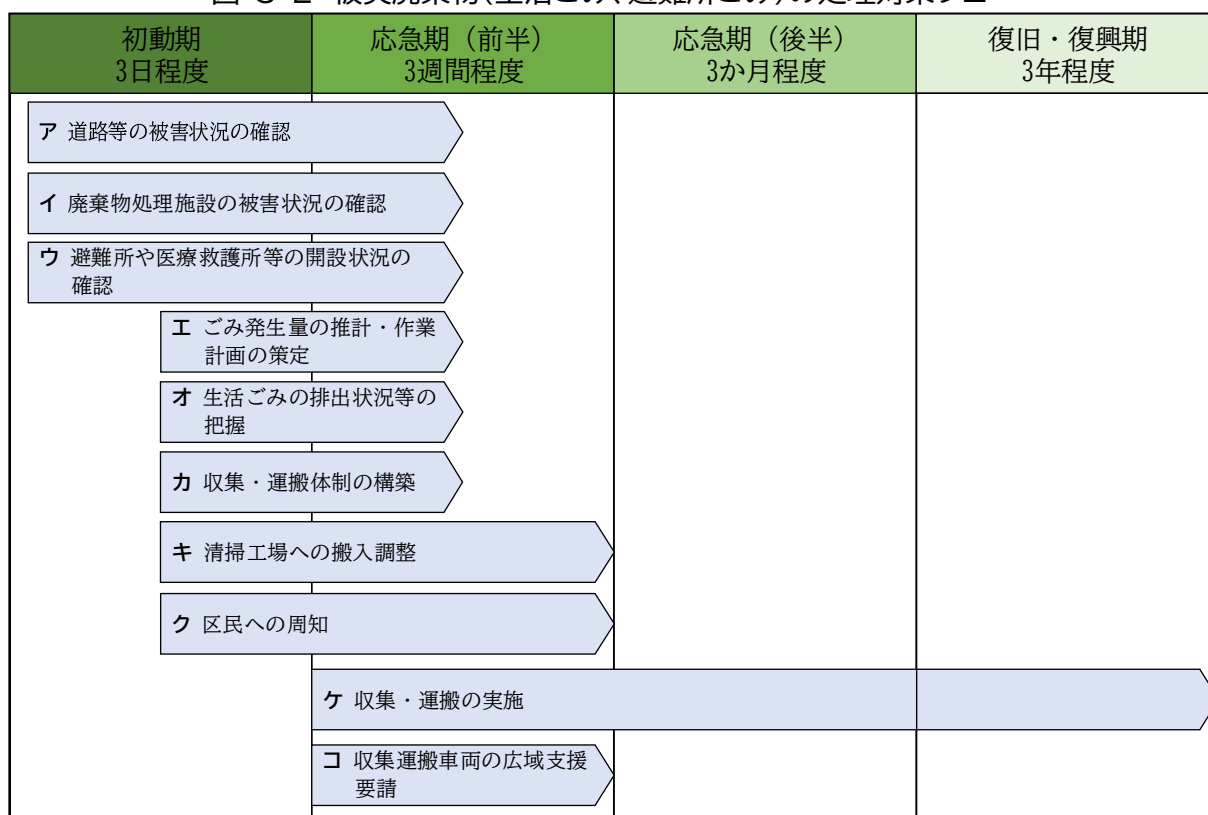
図 3-1 被災廃棄物処理(し尿は除く)の役割と流れ



(3) 被災廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ）の時期区分における処理フロー

被災廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ）の処理対策フローは、図 3-2 のとおりとする。

図 3-2 被災廃棄物(生活ごみ、避難所ごみ)の処理対策フロー



①初動期、応急期（前半）の対応

<b>ア 道路等の被害状況の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、道路、橋りょうの被害状況、道路啓開の進捗状況、道路の復旧状況・交通状況を確認する。</li> </ul>
<b>イ 廃棄物処理施設の被害状況の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、都や特別区対策本部等から提供される処理施設（清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、最終処分場）及び民間施設の被害状況及び操業再開時期等の情報を集約し、区災害対策本部に報告して、収集・運搬作業計画の作成に着手する。</li> </ul>
<b>ウ 避難所や医療救護所等の開設状況の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所のごみ集積所の設置場所を確認する。また、緊急医療救護所及び医療救護所等の設置状況を確認する。</li> <li>緊急医療救護所や医療救護所等から排出される医療廃棄物や避難者から排出される医療廃棄物については、その保管方法や収集・処理等の取扱いについて協議する。</li> </ul>

<p><b>エ ごみ発生量の推計、作業計画の策定</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、ごみ発生量を推計し、その推計結果を都・清掃一組及び区災害対策本部へ報告する。</li> <li>● 処理対策室（総務班）は、被災廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ）の収集・運搬に必要な車両、人員等を算定し、災害時の作業計画を策定する。</li> <li>● 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することも考慮する。</li> <li>● 日々の収集状況を踏まえ、作業計画は柔軟に見直しを行う。</li> </ul>
<p><b>オ 生活ごみの排出状況等の把握</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、現地調査等により生活ごみの排出状況・概略数量を把握し、収集・運搬体制の構築に必要な情報（必要車種、車両台数の見込等）を調整する。</li> <li>● 排出状況等を踏まえ、悪臭や害虫等の発生等、生活環境に支障が生じる恐れがある場合、処理対策室（収集・運搬班）は、生活環境保全上、生活ごみの早期収集に努めるとともに、災対健康部と連携し、衛生対策に努める。</li> </ul>
<p><b>カ 収集・運搬体制の構築</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は収集・運搬車両の必要車種及び台数を清掃協議会に要請する。直営車両及び車両供給業者を確保しても必要台数を確保できない場合は、処理対策室（総務班）は、清掃協議会に対して協定締結先（東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合）へ車両の応援要請を行う。</li> </ul>
<p><b>キ 清掃工場への搬入調整</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（収集・運搬班）は、清掃一組の担当課に、毎日、指定された時刻までに翌日以降の搬入予定量（日量）を連絡する。</li> </ul>
<p><b>ク 区民への周知</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、収集するごみの種類、分別方法、収集曜日・時間等の一時的な変更、避難所でのごみの排出方法等について周知を行う。</li> <li>● 周知の方法は、ホームページ、報道発表、SNS、区広報、避難所でのチラシの配布・貼紙、町会掲示板、防災行政無線等を用いて行う。</li> </ul>
<p><b>ケ 収集・運搬の実施</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の作業計画に基づき収集・運搬を行う。</li> <li>● 生ごみを含む燃やすごみの収集・運搬を優先に行う。燃やすごみは清掃工場に搬入する。</li> <li>● 燃やさないごみは民間施設へ搬入する。民間施設が操業再開しておらず、燃やさないごみを搬入できない場合は、清掃一組と調整する。</li> <li>● 事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において一般廃棄物収集運搬許可業者等により清掃工場へ搬入する。</li> <li>● 腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出される場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、排出事業者のみでは処理が困難な場合には、区による収集・運搬も検討する。</li> </ul>

### コ 収集・運搬車両の広域支援要請

- 処理対策室（総務班）は、直営車両、車両供給業者及び協定締結先の支援車両だけでは必要とする収集・運搬車両を確保できない場合は、特別区対策本部等を通じて都へ広域の支援要請を行う。要請にあたっては、必要とする収集・運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。
- 支援要請が必要ない場合も、特別区対策本部等を通じて都へ連絡する。

## ②応急期（後半以降）の対応

### ケ 収集・運搬の実施

- 被災廃棄物の収集、処理先等への運搬を継続する。なお、段階的に平時の体制へ移行していく。

## ③平時の対策

- 生活環境の保全、公衆衛生の確保を優先とし、廃棄物の種類に応じて収集や処理の優先順位を定める。（例、資源の回収は一時中止し、他の品目の収集に限定する等）
- 道路状況等により収集場所まで収集・運搬車両が入れない場合の対応（収集頻度の変更、収集時間の変更等）を想定し、準備する。
- 避難所ごみは平時の組成と異なることを考慮し、あらかじめ分別区分や収集頻度等について他自治体の事例を参考に準備する。
- 避難所ごみの排出方法や集積場所等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整する。
- 区内の収集・運搬車両の台数、直営・委託の区分、委託先等の情報をリスト化する。



## 2. 被災廃棄物（し尿）

### (1) し尿処理

し尿処理にあたり携帯トイレ、簡易トイレ等を活用した場合は、生活環境に支障が生じないように専用車両により適切に回収する。

#### ①発生量の推計

避難所利用者及び断水による仮設トイレ利用者から 151,315L/日の発生量が見込まれる。

表 3-3 し尿の発生量の推計

区分	人数 (人)	1人1日平均 排出量 (L/人・日)	し尿発生量 (L/日)
避難所利用者	50,774	1.7	86,316
断水による仮設トイレ利用	38,235		64,999
合計			151,315

#### ②仮設トイレ等の設置と使用

##### ア 携帯トイレの使用

下水道の機能が使えない場合は、あらかじめ備蓄している携帯トイレを使用する。

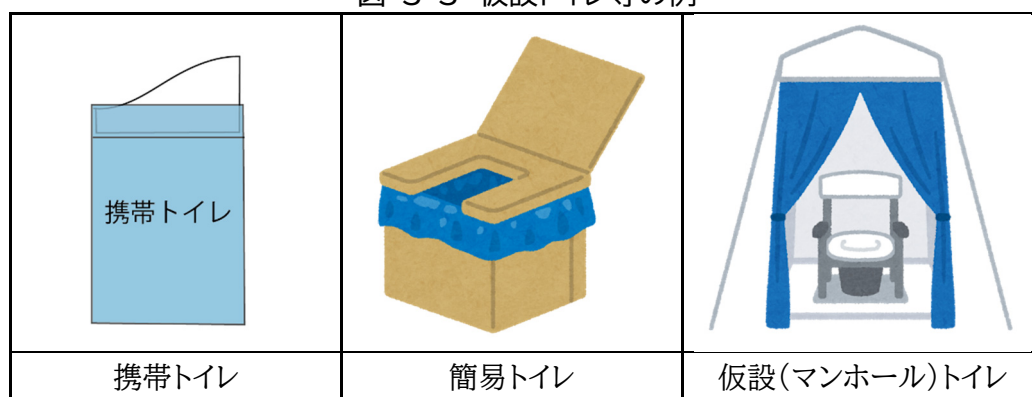
##### イ 簡易トイレの設置

必要に応じて学校備蓄倉庫や地区備蓄倉庫で保管している簡易トイレを設置する。

##### ウ 仮設（マンホール）トイレの設置

下水道が活用できる場合は、区の関係課があらかじめ備蓄している仮設（マンホール）トイレを設置する。

図 3-3 仮設トイレ等の例



#### ③収集・運搬等

下水道へ直接処理（投入）することを原則とする。

ただし発災直後、下水道機能を確認する間または下水道が機能していない間は、携帯トイレや簡易トイレを使用し、自宅や避難所等で衛生面に注意を払い保管する。収集・運搬体制等が整い次第、専用の収集車両等による収集・運搬を行う。

④処理

水再生センターや清掃一組のし尿処理施設で行う。携帯トイレ等は清掃工場で焼却処理する。

(2) 各主体の役割

①区の役割

仮設（マンホール）トイレのし尿は、下水道へ直接投入する。携帯トイレ等は、収集・運搬を行い、清掃工場へ搬入する。くみ取りし尿は水再生センターやし尿処理施設へ運搬する。

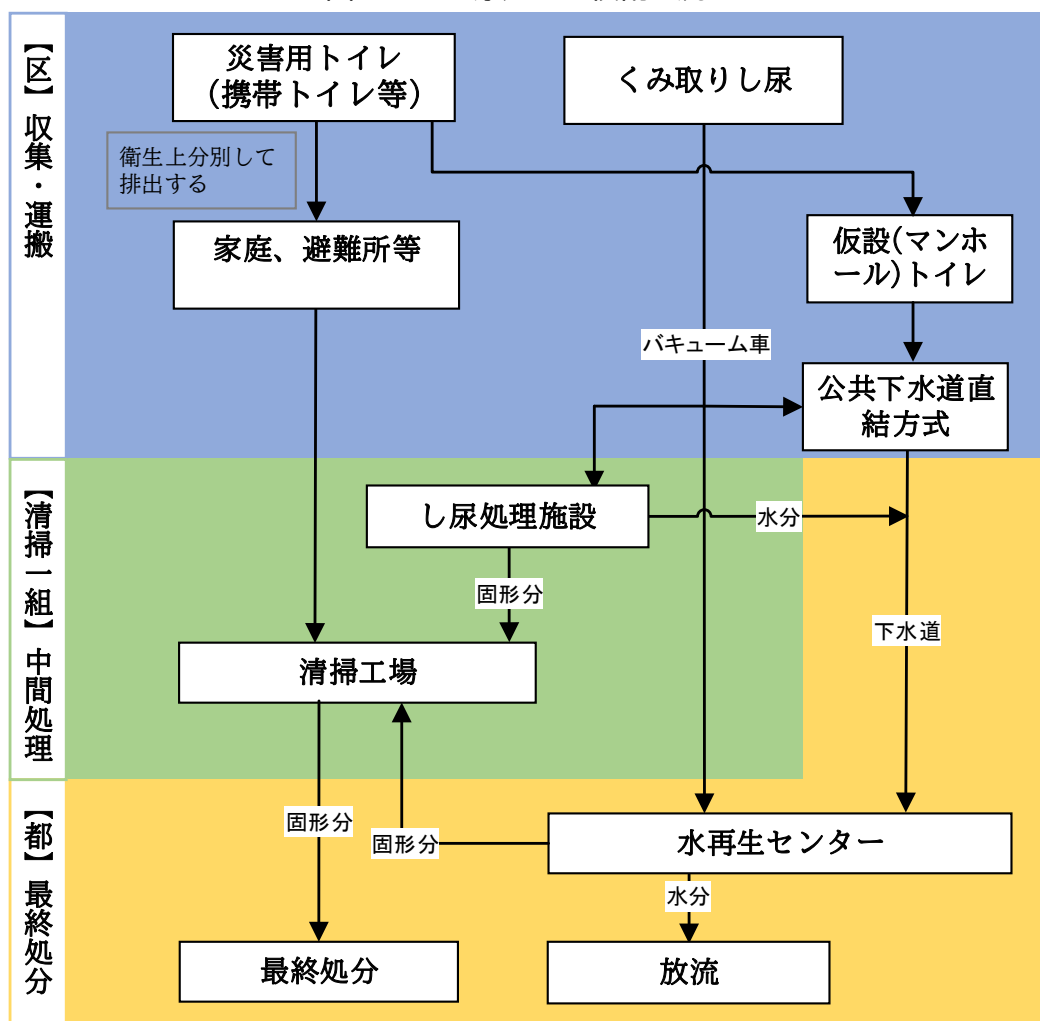
②清掃一組の役割

し尿処理施設で処理を行う。また、清掃工場へ搬入された携帯トイレ等を焼却処理する。

③都の役割

水再生センターで処理を行う。また、清掃工場から生じる焼却残渣の最終処分を行う。

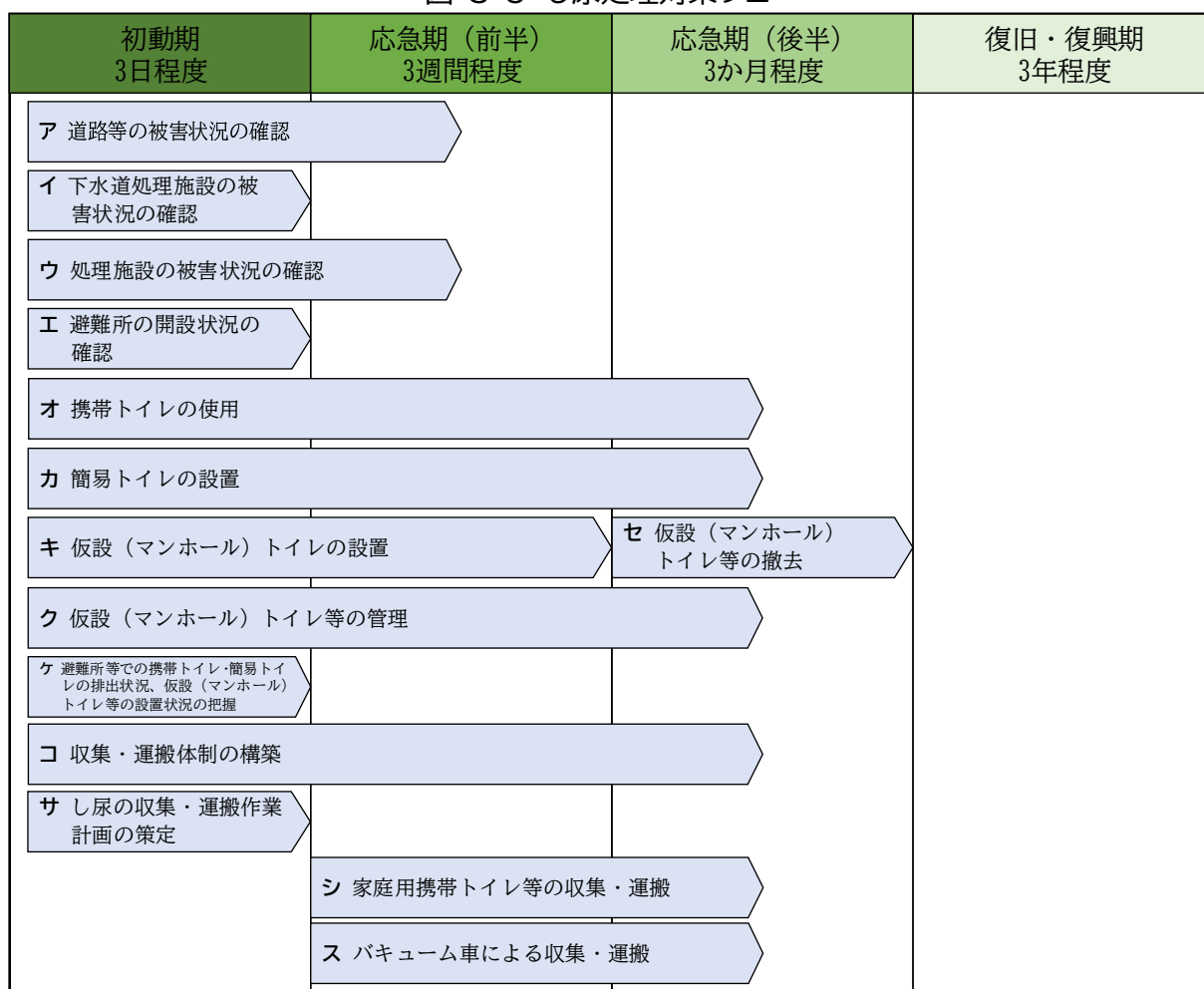
図 3-4 し尿処理の役割と流れ



### (3) し尿の処理の時期区分における処理フロー

し尿処理対策フローは、図 3-5 のとおりとする。

図 3-5 し尿処理対策フロー



#### ①初動期、応急期（前半）の対応

<p><b>ア 道路等の被害状況の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、道路、橋りょうの被害状況、道路啓開の進捗状況、道路の復旧状況、交通状況を確認する。</li> <li>● 処理対策室（総務班）は、廃棄物処理施設（し尿処理施設、清掃工場）の周辺道路の被災状況等を特別区対策本部等を確認し、情報を収集する。</li> </ul>
<p><b>イ 下水道処理施設の被害状況の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、都下水道局（下水道事務所）や水再生センターとの連絡体制を確保し、下水道の被害状況や使用の制限、使用自粛等の情報について入手する。</li> <li>● 処理対策室（総務班）は、都下水道局（下水道事務所）から下水道の使用制限や使用自粛等の要請があった場合は、速やかに区民へ広報する。</li> </ul>



<b>ウ 処理施設の被害状況の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、特別区対策本部等から提供される処理施設（清掃工場、一組処理施設、民間処理施設）の被害状況や操業再開時期等の情報を集約したうえで、区災害対策本部に報告し、収集・運搬作業計画の作成に着手する。</li> </ul>
<b>エ 避難所の開設状況の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、各避難所の避難者数、ライフラインの被害状況、各避難所の仮設（マンホール）トイレ等の設置状況を確認する。</li> </ul>
<b>オ 携帯トイレの使用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道が使えない場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレを使用する。</li> </ul>
<b>カ 簡易トイレの設置</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて学校備蓄倉庫や地区備蓄倉庫で保管している簡易トイレを設置する。</li> </ul>
<b>キ 仮設（マンホール）トイレの設置</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道が使用できる場合、仮設（マンホール）トイレを設置する。</li> <li>区は、都下水道局の下水道事務所との間で仮設（マンホール）トイレの利用にあたっての覚書を締結しており、利用する場合は、事前に都下水道事務所に連絡を行う。ただし、事前に連絡することができない場合は、事後、速やかに連絡を行う。</li> </ul>
<b>ク 仮設（マンホール）トイレ等の管理</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（資源管理班）は、設置した仮設（マンホール）トイレ等を衛生的に管理するため、避難所運営や防疫活動に係る関係各課と連携し、消臭剤・脱臭剤の確保、その他備品・消耗品（手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー）の確保、定期的な清掃等を実施する。</li> </ul>
<b>ケ 避難所等での携帯トイレ・簡易トイレ等の排出状況、仮設（マンホール）トイレ等の設置状況の把握</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、関係各課と連携して、仮設（マンホール）トイレ等の設置状況、避難所等での携帯トイレや簡易トイレ等の排出状況を把握し、収集・運搬体制の構築に必要な情報（仮設トイレ等の設置場所、携帯トイレ・簡易トイレ等の排出状況、し尿発生量・携帯トイレ・簡易トイレ等の概数量、収集に必要な専用車両台数の見込等）を整理する。</li> </ul>
<b>コ 収集・運搬体制の構築</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理は下水道へ直接処理（投入）することを原則とし、できない場合は、専用車両による収集・運搬を行う。</li> <li>処理対策室（総務班）は、協定を締結した収集運搬事業者の車両の被災状況を確認し協力が可能な場合には、収集車両の派遣要請を行う。</li> <li>協定を締結した収集運搬事業者からの調達だけでは車両を確保できない場合には、処理対策室（総務班）は都へ支援要請を行う。要請の内容は、携帯トイレ収集車両の1日の必要台数及び支援期間、簡易トイレの必要基数及び支援期間、バキューム車の1日の必要台数及び支援期間、トイレットペーパー等の消耗品の必要量とする。</li> </ul>

サ	し尿の収集運搬作業計画の策定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、し尿発生量を推計し、必要となる資機材の数量などを記載したし尿収集・運搬作業計画を策定する。</li> </ul>
シ	家庭用携帯トイレ等の収集・運搬
	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（収集・運搬班）は、特別区対策本部等が、毎日、指定する時刻までに搬入施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。そして、特別区対策本部等から指定された搬入先（清掃工場）に指定された量を搬入する。</li> <li>家庭用携帯トイレ等の排出状況等を踏まえ、悪臭や害虫等の発生等、生活環境に支障が生じる恐れがある場合、生活環境保全上の支障が生じないよう、家庭用携帯トイレ等の早期収集に努めるとともに、災対健康部と連携し、衛生対策に努める。</li> </ul>
ス	バキューム車による収集・運搬
	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集・運搬作業を開始をする前に、処理対策室（総務班）は下水道施設での処理を優先とした作業計画の策定を行う。一組処理施設等の利用については、特別区対策本部と協議する。</li> <li>処理対策室（収集・運搬班）は、指定マンホールの管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局（下水道事務所）に連絡する。</li> <li>処理対策室（収集・運搬班）は、し尿を一組処理施設又は民間処理施設へ搬入する場合には、特別区対策本部等に毎日指定する時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。そして、特別区対策本部等から指定された搬入先に指定された量を搬入する。</li> </ul>

## ②応急期（後半）以降の対応

オ	携帯トイレの使用
カ	簡易トイレの使用
ク	仮設（マンホール）トイレ等の管理
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急期（前半）における対応を継続する。</li> </ul>
コ	収集・運搬体制の構築
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の規模縮小や閉鎖に伴い、し尿の収集・運搬体制を縮小する。</li> </ul>
シ	家庭用携帯トイレ等の収集・運搬
ス	バキューム車による収集・運搬
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急期（前半）における対応を縮小する。</li> </ul>
セ	仮設（マンホール）トイレ等の撤去
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の閉鎖と合わせて、設置した仮設（マンホール）トイレ等を撤去する。</li> </ul>

### ③平時の対策

- 収集・運搬に関する支援協定締結の相手方と災害時における対応を協議する。
- 関係各課と協議・調整しながら必要なトイレを整備・配備する。
- 区内の収集・運搬車両の台数、委託先等の情報を整理する。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整する。
- 発災後、速やかに仮設（マンホール）トイレ等を設置し、衛生的に管理できるよう、設置手順、使用方法・管理方法等のマニュアル等を作成する。



出典：し尿受入訓練の様子（台東区）



### 3. 災害廃棄物（片付けごみ）

#### (1) 片付けごみ処理

被害を受けた家屋等（以下「被災家屋等」という。）からは、大型の家財道具を中心とした様々な片付けごみが排出されるため、排出段階から分別を徹底し、速やかに収集・運搬を行い、適正に処理する。

##### ①発生量の推計

###### ア 地震災害の場合

2,671t の発生量が見込まれる。

平時における粗大ごみの年間の収集量（1,548t/年）に、阪神淡路大震災時の不燃系ごみの増加率（172.56%）を乗じて年間の発生量を推計する。

表 3-4 地震災害による片付けごみの発生量推計

片付けごみ発生量（t/年）	2,671
---------------	-------

###### イ 風水害（荒川氾濫）の場合

208,445t の発生量が見込まれる。荒川水害ハザードマップから、谷中、上野桜木、上野公園、池之端地域以外の全域で1階部分の床上浸水が発生したと仮定し、発生量を推計する。

表 3-5 風水害による片付けごみの発生量推計

床上浸水世帯数（世帯）	45,314
片付けごみ発生量（t）	208,445

##### ②分別区分

片付けごみとして想定される主な品目は表 3-6 のとおりである。

ただし、収集・運搬方法が異なることから、生活ごみや他の廃棄物とは一緒に排出しない。収集・運搬体制が整うまでには、できる限り、各家庭で分別・保管し、収集開始時期など、区の指示に従って地区集積所等に排出する。

表 3-6 片付けごみの主な品目

一例
家具類・布団・畳、金属類・廃家電（家電4品目）など

##### ③地区集積所と一次仮置場

###### ア 場所の確保

必要に応じて地区集積所等の用地を確保する。片付けごみの種類、搬入方法、管理・運営方法等を確認し、地区集積所等の準備状況を区民へ適宜、周知する。

## イ 設置・管理

地区集積所等の管理・運営は区が行う。適切な管理・運営に必要な資機材等を確保する。分別の徹底や保管所機能の適正化のため、場内レイアウトの作成、看板の設置を行う。

## ウ 区民周知・広報

片付けごみの収集方法や地区集積所等の管理方法を、地域の町会等へ看板や区ホームページなど用いて分かりやすく周知する。分別排出の徹底と地区集積所の管理については、可能な限り地域の町会等へ協力を要請する。

## ④収集・運搬等

### ア 収集・運搬体制の構築

道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、緊急道路の障害物除去路線等を参考に収集ルートを選定する。

区が保有する車両及び平時より区の粗大ごみ収集をしている車両供給業者の車両の被災状況を確認する。

### イ 収集・運搬の実施

通行障害が生じないように、構築した体制を基に効率的な収集を行う。また、過去の災害で防衛省・自衛隊が行った大型の災害廃棄物の効率的な積み込み作業「大型災害ごみ一掃大作戦」について効果があったことから、要請を視野に入れ検討する。

## ⑤搬入

地区集積所に保管された片付けごみは、一次仮置場や処理施設へ運搬する。中間処理施設へ運搬する際は、特別区対策本部の指示に基づく。

廃家電等については、一般社団法人家電製品協会等に連絡して引き渡す。

## ⑥処理・処分

中間処理施設への搬入調整は、特別区対策本部において行い、その指示に従う。

## (2) 各主体の役割

### ①区の役割

家庭から排出される片付けごみは、分別し地区集積所で一時的に保管する。一次仮置場の設置後は、地区集積所で保管された廃棄物を一次仮置場へ搬入・選別し、処理施設への搬出までの間、一時的に保管する。搬入する際は、廃棄物が混在しないよう、十分留意する。

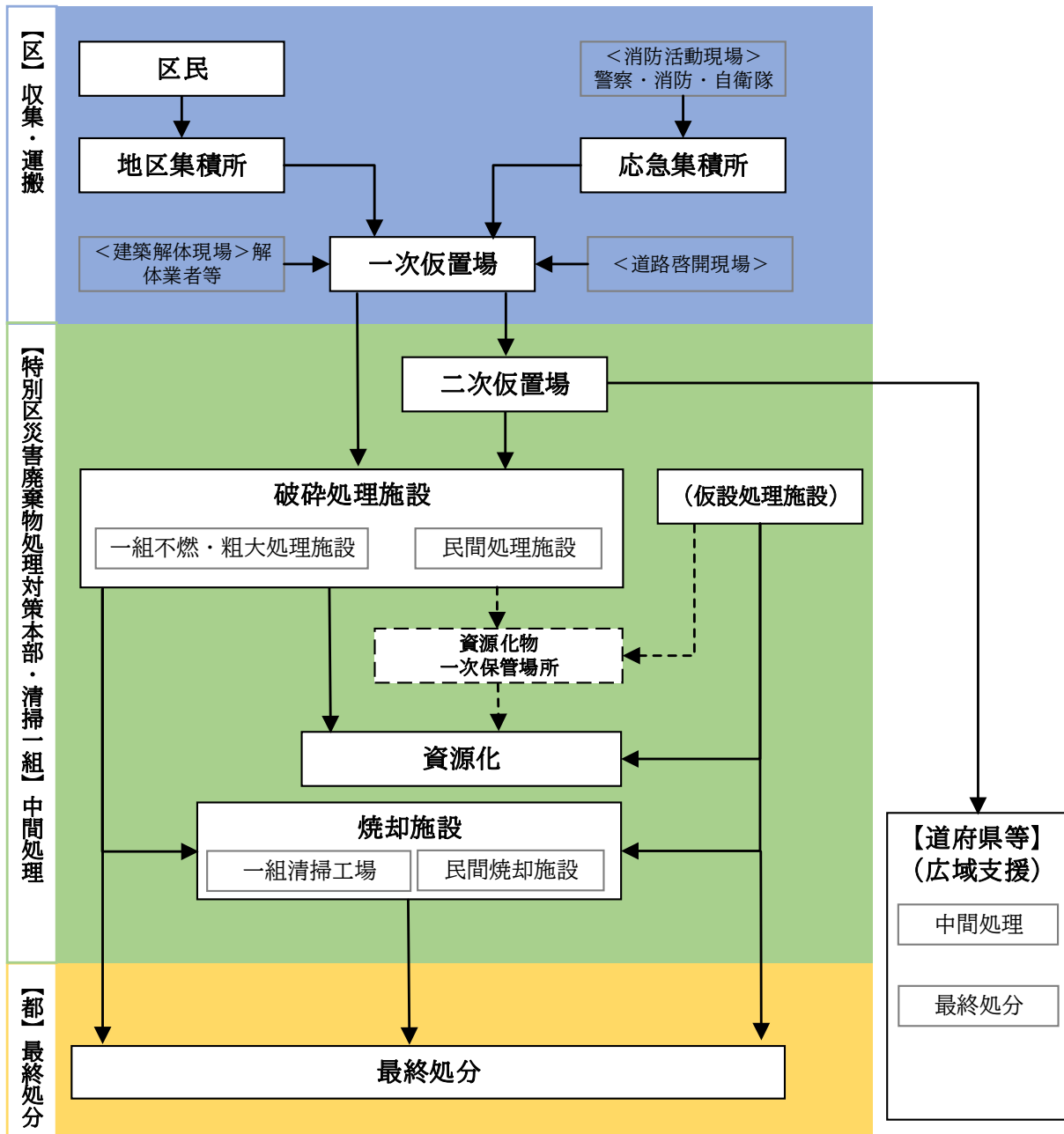
### ②特別区対策本部及び清掃一組の役割

必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、各区の一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行う。

### ③都の役割

二次仮置場から搬入される再資源化できない廃棄物を最終処分する。

図 3-6 片付けごみ・災害がれき処理の役割と流れ

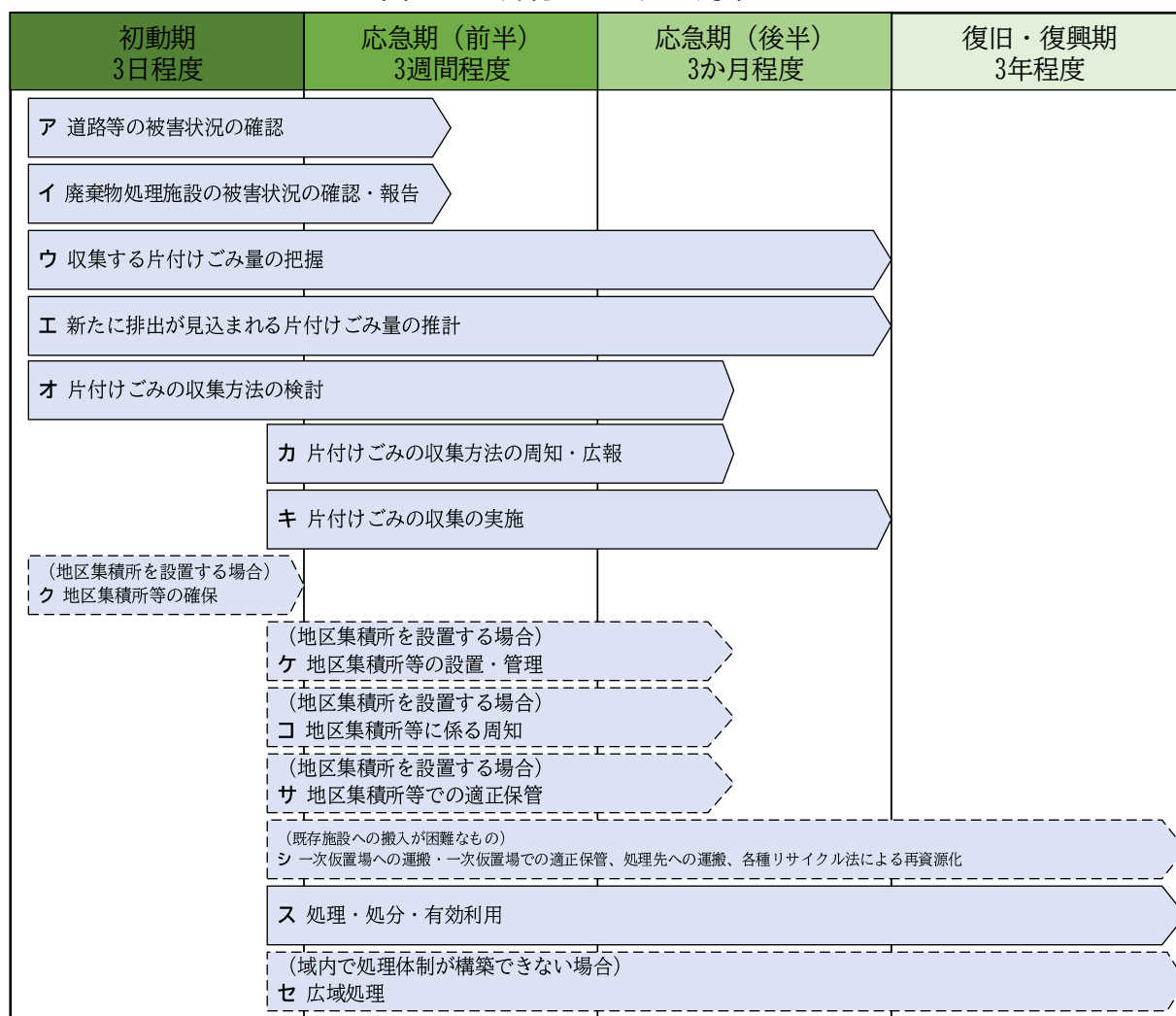


出典：「特別区ガイドライン」に基づき作成

### (3) 片付けごみの時期区分における処理フロー

片付けごみ処理対策フローは、図 3-7 のとおりとする。

図 3-7 片付けごみ処理対策フロー



#### ①初動期、応急期（前半）の対応

<b>ア 道路等の被害状況の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、道路、橋りょうの被害状況、道路啓開の進捗状況、道路の復旧状況・交通状況を確認する。</li> </ul>
<b>イ 廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、都や特別区対策本部等から提供される処理施設（清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、最終処分場、民間施設）の被害状況及び操業再開時期等の情報を集約し、区災害対策本部に報告し、収集・運搬作業計画書の作成に着手する。</li> </ul>
<b>ウ 収集する片付けごみ量の把握</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、片付けごみの適正かつ円滑・迅速な処理、さらに、国庫補助金申請のための根拠資料作成のため、収集する片付けごみ量を把握する。</li> </ul>

<p><b>エ 新たに排出が見込まれる片付けごみの発生量の推計</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、収集した片付けごみ量や被災家屋等の被害情報を踏まえ、新たに排出が見込まれる片付けごみ量を推計する。</li> <li>● 推計結果を踏まえ、必要に応じて収集体制の見直しを行い、継続的に効率的な片付けごみの収集を実施できる体制を確保する。</li> </ul>
<p><b>オ 片付けごみの収集方法の検討</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 片付けごみは、原則、区が指定する地区集積所等に排出し、巡回収集により収集する。一方、被災状況・地域の事情等を踏まえ、戸別収集も検討する。</li> <li>● 処理対策室（総務班）は、片付けごみの排出場所・日時を指定する。その際、生活ごみと片付けごみが混合状態とならないよう周知する。</li> <li>● 特に水害時は、水が引くとすぐに自宅の片付けが開始され、片付けごみが排出されることから、地区集積所等を設置する場合は、できる限り早期に確保・設置を行う。</li> <li>● 片付けごみの収集は、道路被害の状況によって収集・運搬経路が限定されることが想定されるため、道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、緊急道路の障害物除去路線等を参考に収集運搬ルートを選定する。</li> <li>● 処理対策室（総務班）は区が保有する車両及び平時より区のごみ収集を実施している車両供給業者の車両の被災状況を確認する。</li> <li>● 区の収集・運搬体制では対応できない場合、処理対策室（総務班）は必要となる収集・運搬車両の種類や台数を把握し、清掃協議会に対して協定締結先（東京廃棄物事業協同組合、一般社団法人東京都産業資源循環協会）への支援要請を行う。またD.Waste-Net や関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等も活用する。</li> </ul>
<p><b>カ 片付けごみ収集方法の周知・広報</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、片付けごみの収集方法の周知や地区集積所等の管理方法について、地域の町会等と協議・調整する。また、片付けごみの分別排出の徹底について、地域の町会等へ協力を要請する。</li> <li>● 被災家屋等からの片付けごみの排出は、一般ボランティア等の支援により行われることが想定されるため、片付けごみが混合状態で排出されないよう、災対福祉部、社会福祉協議会と連携し、一般ボランティアへ片付けごみの排出に係る情報提供等を行う。</li> <li>● 特に水害時は、発災翌日から片付けごみが排出されることが想定されるため、排出方法等の情報は、速やかに周知する。</li> </ul>
<p><b>キ 片付けごみの収集の実施</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（収集・運搬班）は、通行障害が生じないように、構築した収集体制に基づき効率的に片付けごみの収集を行う。</li> <li>● 収集した片付けごみは、原則、既存の廃棄物処理施設に搬入することとするが、搬入量等の調整の結果、搬入が困難な場合は、一時的に片付けごみを保管するための一次仮置場の確保・設置を検討する。</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量などにより収集しきれない場合、収集体制の見直しを行うとともに、一時的に品目等を制限することも検討する。</li> <li>他自治体や民間事業者等の支援による片付けごみの収集が実施される場合、効率的に片付けごみを収集できるよう、収集に係る全体のマネジメントを行う。</li> <li>片付けごみの排出状況等を踏まえ、悪臭や害虫等の発生等、生活環境に支障が生じる恐れがある場合、生活環境保全上、早期収集に努めるとともに、災対健康部と連携し、衛生対策に努める。</li> </ul>
<p><b>ク 地区集積所等の確保（※設置する場合）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区集積所等の設置前に、処理対策室（資源管理班）は、搬入を許可する片付けごみの種類、搬入方法、管理・運営方法、場内での分別、地区集積所等の表示や区民への周知方法、搬入された片付けごみの搬出方法等について確認する。</li> <li>処理対策室（資源管理班）は、区災害対策本部と調整し、必要に応じて地区集積所等を確保する。集積した片付けごみを搬出する必要があるため、小型ダンプ等による搬入出可能な動線を確保するほか、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮する。なお、水害の場合は水没しない場所を選定する。</li> </ul>
<p><b>ケ 地区集積所等の設置・管理（※設置する場合）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区集積所等の管理・運営は原則として区が行うこととし、処理対策室（資源管理班）は、適切な管理・運営に必要な人員・重機・資機材等を確保する。場内レイアウトの作成、看板の設置等を行う。</li> <li>地区集積所等を設置する場合、片付けごみの搬入に際して周辺道路等の交通渋滞解消のため、ファストレーン方式等を検討する。</li> </ul>
<p><b>コ 地区集積所等に係る周知（※設置する場合）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、区災害対策本部・災対総務部・災対福祉部と設置した地区集積所等に関して情報共有を行い、連携して区民・一般ボランティア等に周知する。</li> </ul>
<p><b>サ 地区集積所等での適正保管（※設置する場合）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（資源管理班）は、地区集積所等において、片付けごみ等を適切に保管する。なお、適正保管については、町会等とも連携を図る。</li> </ul>
<p><b>シ 一次仮置場への運搬等</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（収集・運搬班）は、地区集積所等に保管された片付けごみを一次仮置場や処理施設へ運搬する。なお、中間処理施設へ運搬する際は特別区対策本部の指示に従う。</li> <li>処理先での受入基準等を満たすよう、既存協定等を活用し、一次仮置場で重機等を用いた粗選別を行う。なお、中間処理施設へ運搬する際は、特別区対策本部の指示に従い、一時的に保管が必要な場合、粗選別した後、適正に保管する。</li> <li>廃家電等のうち、家電リサイクル法のリサイクルルートに乗せることができる状態のものについては、一般社団法人家電製品協会等に連絡し引き渡す。資源化できない状態のものは、特別区対策本部の指示に従い、二次仮置場へ搬入する。</li> </ul>

ス 処理・処分、有効利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設への搬入調整は、特別区対策本部にて行い、その指示に従う。</li> <li>特別区対策本部の指示に従い、指定された時点における一次仮置場に保管している廃棄物の重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告する。</li> <li>特別区対策本部と連携し、民間処理施設で処理された資源物を速やかに業者へ引き渡せるよう、業者の確保に努める。</li> <li>既存処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、平時の処理ルートで行う。(清掃一組の清掃工場の場合は都の最終処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入が可能な産業廃棄物最終処分場に搬入する。)</li> </ul>
セ 広域処理
<ul style="list-style-type: none"> <li>広域処理を行う場合、処理対策室(総務班)は、特別区対策本部における都への広域処理の調整に関する要請の検討と区長会での審議結果を踏まえ、都への事務委託に係る書類を作成する。</li> </ul>

## ②応急期(後半)以降の対応

ウエ 収集する片付けごみ量の把握と新たに見込まれる発生量の推計
<ul style="list-style-type: none"> <li>応急期(前半)における対応を継続する。</li> </ul>
オ 片付けごみの収集方法の検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>平時の収集・運搬体制へ段階的に移行できるよう、片付けごみの収集方法の見直し等を行う。</li> </ul>
カ 片付けごみの収集方法の周知・広報
<ul style="list-style-type: none"> <li>片付けごみの収集方法が変更となった場合、区災害対策本部・災対総務部・災対福祉部と連携して、一般ボランティア等へ片付けごみの排出に係る情報周知等を行う。</li> </ul>
キ 片付けごみの収集の実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>収集・運搬体制へ段階的に移行していくことを念頭に置きながら、片付けごみの収集、処理先等への運搬を継続する。</li> </ul>
ケ 地区集積所等の設置・管理(※設置する場合)
<ul style="list-style-type: none"> <li>段階的に地区集積所等の原状回復に着手できるよう、地区集積所等の運営・閉鎖状況を踏まえ、集約等について検討する。</li> </ul>
コ 地区集積所等に係る周知(※設置する場合)
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区集積所等への搬入方法等が変更となった場合、区災害対策本部・災対総務部・災対福祉部と連携して、地区集積所等への搬入方法等の変更に関して区民・ボランティア等に周知する。</li> </ul>
サ 地区集積所等での適正保管(※設置する場合)
シ 一次仮置場への運搬等
ス 処理・処分、有効利用
セ 広域処理
<ul style="list-style-type: none"> <li>応急期(前半)における対応を継続する。</li> </ul>

## ③平時の対策

- 発災後、片付けごみを集積・保管することが適切に行えるよう、様々な観点で新たな分別・保管場所について検討する。
- 片付けごみの分別方法、収集方法等について準備をする。また、区民に対して片付けごみの収集に関する情報を積極的に周知・広報することに加え、地域の町会等と連携を図る。
- 被災者のごみ出し等に一般ボランティアが関わることが想定されるため、一般ボランティアへの片付けごみの分別排出に係る周知・広報などを行う。また、一般ボランティアへの情報伝達の方法について、福祉部、社会福祉協議会と連携を図る。
- 発災後、速やかに排出方法等についての情報を周知できるよう、効果的な情報伝達の手段について検討をする。
- 道路状況等により集積所まで収集・運搬車両が入れない場合の対応（地区集積所等の設置、他の収集方法の検討等）を想定し準備する。
- 区が保有する車両及び区のごみ収集を実施している車両供給業者の車両の種類や台数等の情報をリスト化する。
- 片付けごみの収集に関する支援の協定締結相手方と災害時における対応を過去の災害事例を参考に協議する。
- 台風や河川氾濫等に係る気象情報等に注意し、発災前に収集・運搬車両を避難させるなどの対策を講じる。



## 4. 災害廃棄物（災害がれき）

### (1) 災害がれきの処理

人命救助・行方不明者捜索のため、道路上の障害物の除去を行い、除去したがいれきなどを応急集積所や一次仮置場に分別して収集・運搬し、適正に処理を行う。

#### ①災害がれき発生量の推計

##### ア 地震災害

地震災害による災害がれきは、重量ベースで約184万t、容積ベースで約150万m<sup>3</sup>の発生量が見込まれる。

災害がれきの発生量は、全壊・半壊・焼失ごとの被害棟数を調査し、把握することは困難であることから、全壊・半壊・焼失とみられる概ねの全体棟数から推計する。

表 3-7 災害がれきの発生量推計(重量)

(単位：t)

建物種類	被災区分	棟数	がれき発生量	組成				
				コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	全壊	5,889	348,040	165,319	71,000	4,873	13,226	93,623
	半壊	7,257	214,444	101,861	43,747	3,002	8,149	57,686
	焼失	2,730	61,971	36,464	3,157	1,052	619	20,678
非木造	全壊	798	497,234	423,570	2,489	34,841	4,480	31,855
	半壊	2,297	715,630	609,611	3,582	50,144	6,447	45,846
合計		18,971	1,837,319	1,336,825	123,975	93,913	32,920	249,687

表 3-8 災害がれきの発生量推計(容積)

(単位：m<sup>3</sup>)

建物種類	被災区分	がれき発生量	組成				
			コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	全壊	351,953	111,702	129,091	4,312	13,226	93,623
	半壊	216,856	68,825	79,539	2,657	8,149	57,686
	焼失	52,607	24,638	5,741	931	619	20,678
非木造	全壊	357,888	286,196	4,525	30,833	4,480	31,855
	半壊	515,080	411,899	6,512	44,375	6,447	45,846
合計		1,494,384	903,260	225,408	83,109	32,920	249,687

#### ②分別・選別・リサイクル

特別区の分別基準である。表 1-3 災害廃棄物（災害がれき・片付けごみ）の分別区分のとおり分別し、可能な限りリサイクルを図る。

#### ③収集・運搬

##### ア 収集・運搬の体制

道路上の障害物の除去活動は、区災害協定団体等が行う。集積された障害物を応急集積所や一次仮置場へと搬入し、二次仮置場への運搬は、特別区対策本部の指示に従う。

## イ 収集・運搬ルート

道路、橋りょうの被害状況、道路啓開の進捗状況を確認しながら収集・運搬ルートを選定する。

## ④仮置場の運営

### ア 仮置場の設置

仮置場は、災害廃棄物の分別の徹底及び積み替えによる輸送効率の向上、処理施設が円滑に機能するまでの一時保管場所として、区及び特別区が連携して設置する。

### イ 応急集積所について

人命救助・行方不明者捜索や道路啓開などの応急活動によって除去された道路上の障害物等の一時的な保管場所として使用するため区が設置する。

### ウ 一次仮置場について

#### <場所の選定>

平時より、幹線道路に面した公有地オープンスペースのうち一定以上の面積の土地を候補地としてリスト化する。発災後は、被災状況や他の用途との調整を行ったうえで、仮置場を選定する。候補地は、原則、公有地とするが、必要な場所・面積の確保が困難な場合には、民有地の借用等も視野に入れる。

#### <必要面積及び容積>

表 3-9 災害がれきの仮置場の必要面積推計

災害がれき重量 (t)	1,837,319	➔	仮置場の必要面積 597,754 m <sup>2</sup>
災害がれき容積 (m <sup>3</sup> )	1,494,384		

※災害がれきの発生量容積は、東京ドーム（容積：約124万m<sup>3</sup>）の約1.2倍。

#### <運用・作業>

応急集積所に集積された道路上の障害物等の災害がれきは、処理施設又は二次仮置場に排出するまでの間、区が設置する一次仮置場で保管し、処理先での受入基準等を満たすよう、重機等を用いて粗選別を行う。

仮置場が不足することが想定されることから、仮置場に搬入する段階で分別徹底を図り、処理先の受入基準等を満たす状態であれば、処理施設に直接搬入することができるよう特別区対策本部と調整する。

#### <設備・資機材>

平時から災害時における収集・運搬及び処分に必要な情報を確認、準備し、発災後には災害支援協定等に基づく外部からの支援も含めて、迅速に必要な人員、車両、処理機材を確保する。

#### <管理・運営>

平時に定めた一次仮置場の管理方法に従い、適切に管理・運営する。

## <レイアウト>

「第2章 災害時に発生する廃棄物の処理 2 災害廃棄物処理に係る重要事項 (2) 仮置場の設置」(p.18)に記載のとおりとする。

### ⑤二次仮置場について

二次仮置場の確保、設置・運営は、特別区対策本部が主導する。

特別区の範囲においては、各区の一次仮置場に集積された災害廃棄物を既存処理施設等で処理・処分するまでの間、保管・破碎・選別するために二次仮置場を設置する。

### ⑥特別な対応・配慮が必要な廃棄物等の対策について

カセットボンベ、灯油タンク等の火災予防対策を行う。飛散しやすい石綿含有廃棄物等は、仮置場への受入はせず、直接専門業者に引き渡す。

### ⑦環境対策

仮置場の運営・管理や倒壊建物等の解体・撤去等による、周辺環境への影響や労働災害を防止するための対策を講じる。

## (2) 各主体の役割

### ①区の役割

人命救助や道路啓開のために撤去した災害がれきは、応急集積所で一時的に保管する。一次仮置場の設置後は、応急集積所で保管された災害がれきを一次仮置場へ搬入し、選別し、処理先への搬出までの間、一時的に保管する。

なお、応急集積所で保管された道路上の障害物を一次仮置場に搬入する際は、廃棄物が混在化しないよう、十分留意する。

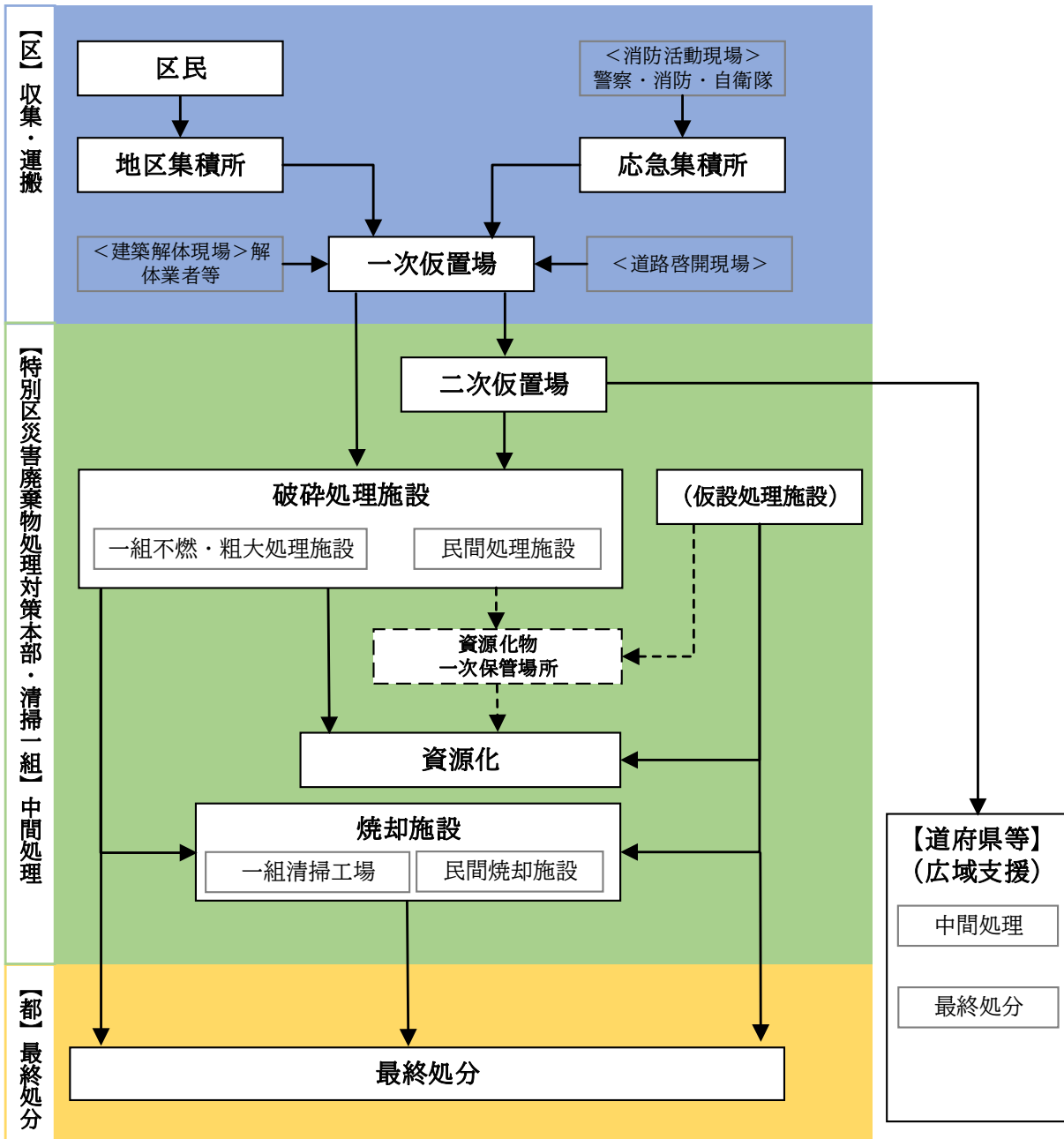
### ②特別区対策本部及び清掃一組の役割

必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、各区が管理する一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行う。

### ③都の役割

二次仮置場から搬入される再資源化できない廃棄物や焼却残渣等を最終処分する。

図 3-8 片付けごみ・災害がれき処理の役割と流れ(再掲)

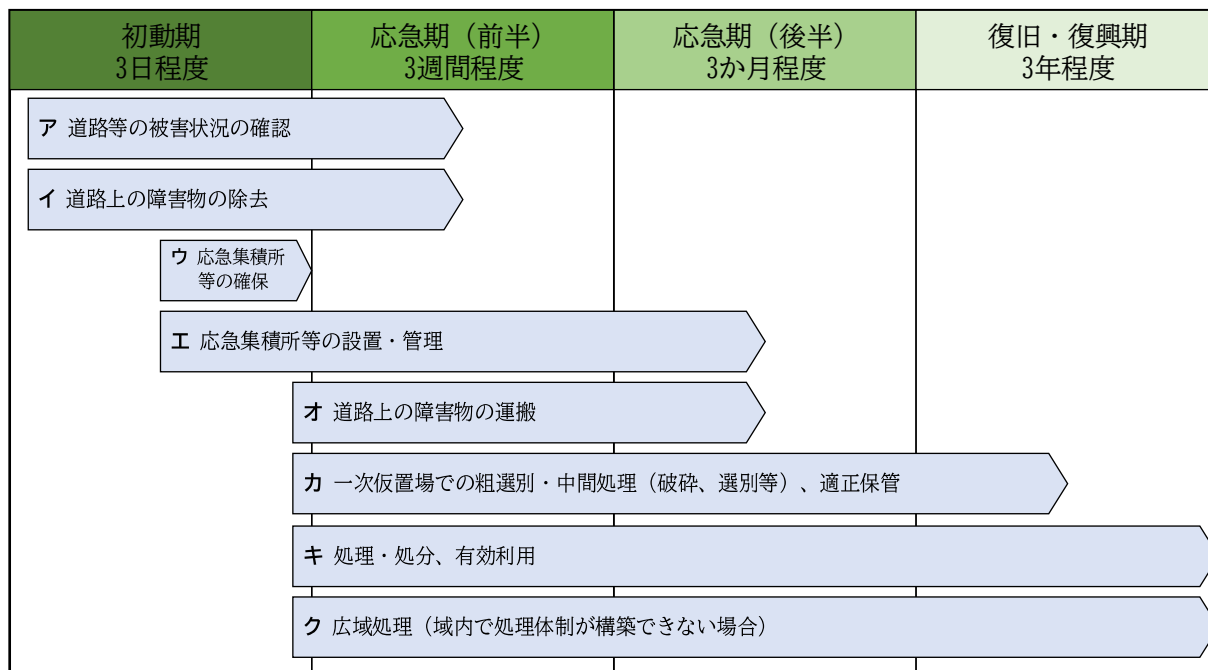


出典：「特別区ガイドライン」に基づき作成

### (3) 災害がれき処理の時期区分における処理フロー

災害がれき処理対策フローは、図 3-9 のとおりとする。

図 3-9 災害がれき処理対策フロー



#### ①初動期、応急期（前半）の対応

<b>ア 道路等の被害状況の確認【被災廃棄物と同じ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班）は、道路、橋りょうの被害状況、道路啓開の進捗状況、道路の復旧状況・交通状況を確認する。</li> </ul>
<b>イ 道路上の障害物の除去</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（総務班、収集・運搬班）は、災対都市づくり部と道路上の障害物の除去・運搬・処理までの流れを確認する。</li> <li>災対都市づくり部は、区地域防災計画に基づき区内道路上の障害物等の状況を調査し、道路上の障害物の除去及び道路破損の補修を実施する。また、障害物等の除去の進捗について、災対環境清掃部と密に連携を図る。</li> </ul>
<b>ウ 応急集積所等の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（資源管理班）は、区災害対策本部と調整し、除去された道路上の障害物の運搬先となる応急集積所と一次仮置場を確保する。</li> </ul>
<b>エ 応急集積所等の設置・管理</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（資源管理班）は、確保した場所について、速やかに災対都市づくり部と情報共有し、応急集積所等を設置する。</li> <li>処理対策室（資源管理班）は、道路上の障害物の除去活動にあたる団体等に応急集積所等の位置を伝達する。</li> <li>処理対策室（資源管理班）は、平時に検討した応急集積所等の管理方法に従い、設置した応急集積所等を適切に管理する。</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>道路上の障害物の除去状況・応急集積所における集積状況等を踏まえ、確保した応急集積所等だけでは不足する場合、処理対策室（資源管理班）は、新たな応急集積所等の選定・確保に努めるとともに、集積物の搬出方法等についても検討する。</li> </ul>
<p><b>オ 道路上の障害物の運搬</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路上の障害物の除去状況・応急集積所等における集積状況等を踏まえ、災対都市づくり部と連携・調整し、集積された障害物を一次仮置場、二次仮置場に運搬する。なお、二次仮置場への運搬は特別区対策本部の指示に従うものとする。</li> <li>運搬にあたっては、廃棄物の落下や飛散等を防止するための措置を講じる。</li> </ul>
<p><b>カ 一次仮置場での粗選別・中間処理（破砕、選別等）、適正保管</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（資源管理班）は、二次仮置場や処理先での受入基準等を満たすよう、一次仮置場で重機等を用いた粗選別を行う。</li> <li>二次仮置場や処理先への搬入調整は、特別区対策本部の指示に従うものとし、一時的に保管が必要な場合、適正に保管する。</li> <li>二次仮置場での適正かつ円滑・迅速な処理にあたり、特別区対策本部の指示により適切に対応する。</li> </ul>
<p><b>キ 処理・処分、有効利用</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設への災害廃棄物の搬入調整は、特別区対策本部において行う。</li> <li>処理対策室（総務班）は、特別区対策本部の指示に従い、指定された時点における一次仮置場に保管している廃棄物の重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告する。</li> <li>特別区対策本部と連携し、民間処理施設で処理された資源物をできるだけ速やかに引き渡すよう、業者の確保に努める。</li> <li>既存処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、平時の処理ルートと同様に行う。（清掃一組の清掃工場の場合は都の最終処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入が可能な産業廃棄物最終処分場に搬入する。）</li> </ul>
<p><b>ク 広域処理（域内で処理体制が構築できない場合）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>広域処理を行う場合、特別区対策本部における都への広域処理の調整に関する要請の検討と区長会での審議結果を踏まえ、都への事務委託に係る書類を作成する。</li> </ul>

②応急期（後半）以降の対応

<p><b>エ 応急集積所等の設置・管理</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対策室（資源管理班）は、段階的に応急集積所等の原状回復に着手できるよう、集積状況や搬出状況を踏まえ、集約等について検討する。</li> </ul>
<p><b>オ 道路上の障害物の運搬</b></p>
<p><b>カ 一次仮置場での粗選別・中間処理（破砕、選別等）、適正保管</b></p>
<p><b>キ 処理・処分、有効利用</b></p>
<p><b>ク 広域処理（域内で処理体制が構築できない場合）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>応急期（前半）における対応を継続する。</li> </ul>

### ③平時の対策

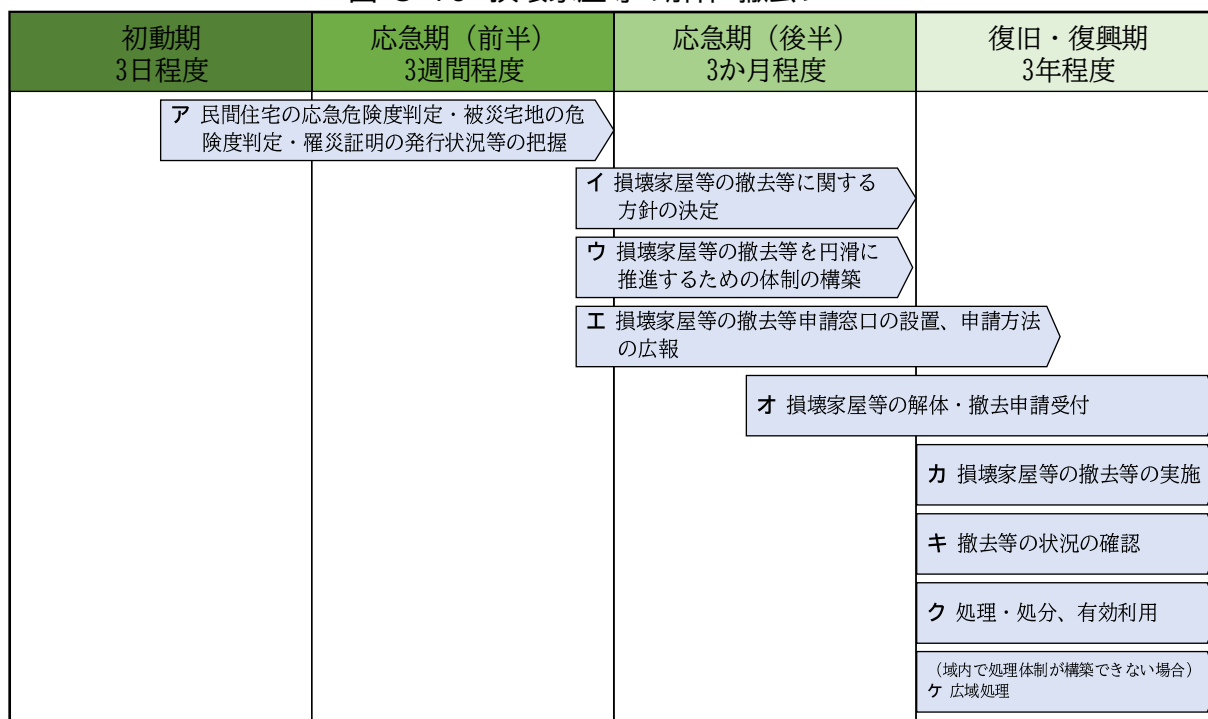
- 区地域防災計画で定められた緊急道路の障害物除去路線の付近にある応急集積所等候補地の所有者等との事前調整及び協定締結等に関する準備をする。

#### (4) 損壊家屋等の解体・撤去の時期区分における処理フロー

損壊家屋等の撤去等は、私有財産の処分であり、原則、損壊家屋等の所有者が実施する。ただし、災害復興にあたり、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体は区で実施することができる。国の特例措置により半壊家屋まで補助対象が拡大される場合もあるため、補助対象の適否については、災害発生後の環境省の通知を確認する必要がある。倒壊の恐れがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、所有者と協議のうえ撤去等を行う場合がある。

損壊家屋等の解体・撤去フローは、図 3-10 のとおりとする。

図 3-10 損壊家屋等の解体・撤去フロー



#### ①初動期、応急期（前半）の対応

##### ア 民間住宅の応急危険度判定・被災宅地の危険度判定・罹災証明の発行状況等の把握

- 処理対策室（総務班）は、災対都市づくり部・災対区民部と民間住宅の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定の結果、罹災証明の発行状況等について情報共有を行う。

##### イ 損壊家屋等の撤去等に関する方針の決定

- 処理対策室（総務班）は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき決定した範囲を踏まえ、倒壊の危険性の高い被災住宅の除去や区民から要望のあった損壊家屋等の撤去等に関する方針について、区災害対策本部と協議し、決定する。

<b>ウ 損壊家屋等の撤去等を円滑に推進するための体制の構築</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、災対都市づくり部と連携し、損壊家屋等の撤去等を円滑に進めるための体制を構築する。</li> <li>● 体制構築にあたり、人員不足が懸念される場合、災対総務部へ追加の職員配置に関して要請する。</li> </ul>
<b>エ 損壊家屋等の撤去等申請窓口の設置、申請方法の広報</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対策室（総務班）は、災対都市づくり部と連携し、損壊家屋等の撤去等に係る申請窓口を設置し、申請方法を被災者に広報する。</li> </ul>

②応急期（後半）以降の対応

<b>イ 損壊家屋等の撤去等に関する方針の決定</b>
<b>ウ 損壊家屋等の撤去等を円滑に推進するための体制の構築</b>
<b>エ 損壊家屋等の撤去等申請窓口の設置、申請方法の広報</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急対応（前半）における対応を継続する。</li> </ul>
<b>オ 損壊家屋等の解体・撤去申請受付</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 損壊家屋等の撤去等に係る事業を発注し、事業に遅れが生じないよう進捗を管理する。</li> <li>● 処理対策室（総務班）は、撤去等を受け付けた建物を住宅地図・図面等で調査・確認し、倒壊の危険度を踏まえて優先順位を検討するほか、被災エリア全体で円滑に損壊家屋等の撤去等に係る事業が進むよう重機の効率的な移動ができる順番等も勘案する。</li> <li>● 損壊家屋等の撤去等にあたり、分別徹底を指導するとともに、石綿等の有害物質については、大気汚染防止法及び環境確保条例等に基づき、適正に取り扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。</li> </ul>
<b>カ 損壊家屋等の撤去等の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 損壊家屋等の撤去等の実施にあたっては、建物所有者の立会を原則とする。</li> <li>● 石綿含有廃棄物等の有害物質、灯油、LP ガスボンベ等の危険物に配慮するとともに、建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に確認する。</li> <li>● 損壊家屋等の撤去等に伴い発生する廃棄物は、原則、廃棄物処理施設等へ直接持ち込むこととするが、一次仮置場や二次仮置場に搬入する場合は、分別した状態での搬入を徹底する。なお、二次仮置場への運搬は、特別区対策本部の指示に基づくものとする。</li> </ul>
<b>キ 撤去等の状況の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 撤去等が終了した段階で損壊家屋等の撤去等を実施した業者から報告を受け、物件ごとに現地立会（申請者、区、損壊家屋等の撤去等を実施した業者）を行い、履行を確認する。</li> </ul>

#### ク 処理・処分、有効利用

- 中間処理施設への災害廃棄物の搬入調整は、特別区対策本部にて行う。
- 処理対策室（総務班）は、特別区対策本部の指示に従い、指定された時点における一次仮置場に保管している廃棄物の重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告する。
- 処理対策室（総務班）は、特別区対策本部と連携し、民間処理施設で処理された資源物をできるだけ速やかに引き渡せるよう、業者の確保に努める。
- 既存処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、平時の処理ルートと同様に行う。（清掃一組の清掃工場の場合は都の最終処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入が可能な産業廃棄物最終処分場に搬入する。）

#### ケ 広域処理（域内で処理体制が構築できない場合）

- 広域処理を行う場合、特別区対策本部における都への広域処理の調整に関する要請の検討と区長会での審議結果を踏まえ、都への事務委託に係る書類を作成する。

### ③平時の対策

- 発災後、速やかに申請窓口の設置や解体・撤去申請受付が行えるよう、環境清掃部・都市づくり部が連携し、損壊家屋等の撤去等に係る庁内体制についてあらかじめ協議・調整し準備をする。
- 損壊家屋等の撤去等の実施にあたっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握等が必要となるため、環境清掃部・都市づくり部が中心となって、被災者台帳の作成、罹災証明書の発行業務と連携した取組体制を準備する。
- 発災後、速やかに解体業者や専門家（土地家屋調査士）を確保し、損壊家屋等の撤去等を実施することから、環境清掃部・都市づくり部が中心となって、実施手順等を検討するほか、必要に応じて業界団体等との協定の締結や見直しを行う。

## 第4章 災害廃棄物処理計画の見直しと発災後の処理方針等の策定

### 1. 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画は、訓練や研修、先進的な知見を通じて改善が必要とされる組織体制、仮置場の状況等の事項について適宜更新する。

### 2. 災害廃棄物処理方針の策定

初動期は、本計画に基づき対応を進めるが、発災から概ね72時間までに災害廃棄物処理の基本的な考え方をまとめた災害廃棄物処理方針を実際の被災状況を勘案し、必要に応じて策定する。災害廃棄物処理方針に定める事項は以下のとおりである。

<災害廃棄物処理方針の記載事項（例）>

- 1 処理方針
- 2 本区の被害状況
- 3 予想される処理対象の被災廃棄物と災害廃棄物、事業系一般廃棄物の量
- 4 処理の考え方

①	処理の優先順位	⑦	分別方法
②	一次仮置場の早期開設と搬入	⑧	処理業者の選定
③	処理期間	⑨	搬出先
④	区内処理・広域処理の検討	⑩	環境対策、安全対策
⑤	運搬手段	⑪	経費の節減
⑥	再資源化	⑫	対策本部との連携

### 3. 災害廃棄物処理実行計画の策定

本区の災害廃棄物処理方針を策定した後、発災から概ね2週間までに実際の被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量などの具体的な対応策等をまとめた実行計画を必要に応じて策定する。

災害廃棄物処理実行計画の策定において、処理の目標を設定する際は、被害状況、災害時の廃棄物の種類や量、過去の事例を参照し、目標を設定するほか、損壊家屋の撤去等から処理・処分、再生利用までの工程ごとに対応期間の目標を設定する。

#### <災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）>

Ⅰ 計画の 基本的 事項	計画の目的	「区内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的にする。」等を記載する。
	計画の位置付け	「非常災害発生後、区は本計画に基づき初動対応を実施する。その後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた『台東区災害廃棄物処理実行計画』を策定する」等を記載する。
	役割分担	区、清掃一組、清掃協議会、都等の役割
	基本方針	「災害廃棄物処理の方針」を記載する。
	被災状況及び処理見込み量	①被災状況 被災の経緯、被災区域、被害棟数（建物種別、被災区分別）等 ②処理見込み量 災害廃棄物の種類別の推計量等
	分別及び処理方法	①被災現場からの搬出先 災害廃棄物の被災現場から一次仮置場への搬出について ②一次仮置場での処理方法 分別基準に基づいた品目別の選別方法
	処理期間	計画策定以降、災害廃棄物の処理が完了するまでの期間
Ⅱ 処理 計画	集積計画	一次仮置場の名称、所在地、面積、災害廃棄物等の種類、状況等の一覧、一次仮置場位置図など
	運搬計画	「一次仮置場、二次仮置場及び処理施設等への災害がれき、片付けごみの運搬は、廃棄物処理法施行令第3条に規定する収集・運搬の基準を満たす方法によって行う。」等を記載する。
	作業計画	収集・運搬の対象物、運搬先、計量、運行管理の方法等
Ⅲ 実施 スケ ジュール	組織体制、計画策定、道路啓開、倒壊建物撤去、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場、災害廃棄物処理等のスケジュール	

図 4-1 台東区災害廃棄物処理計画等の見直し等

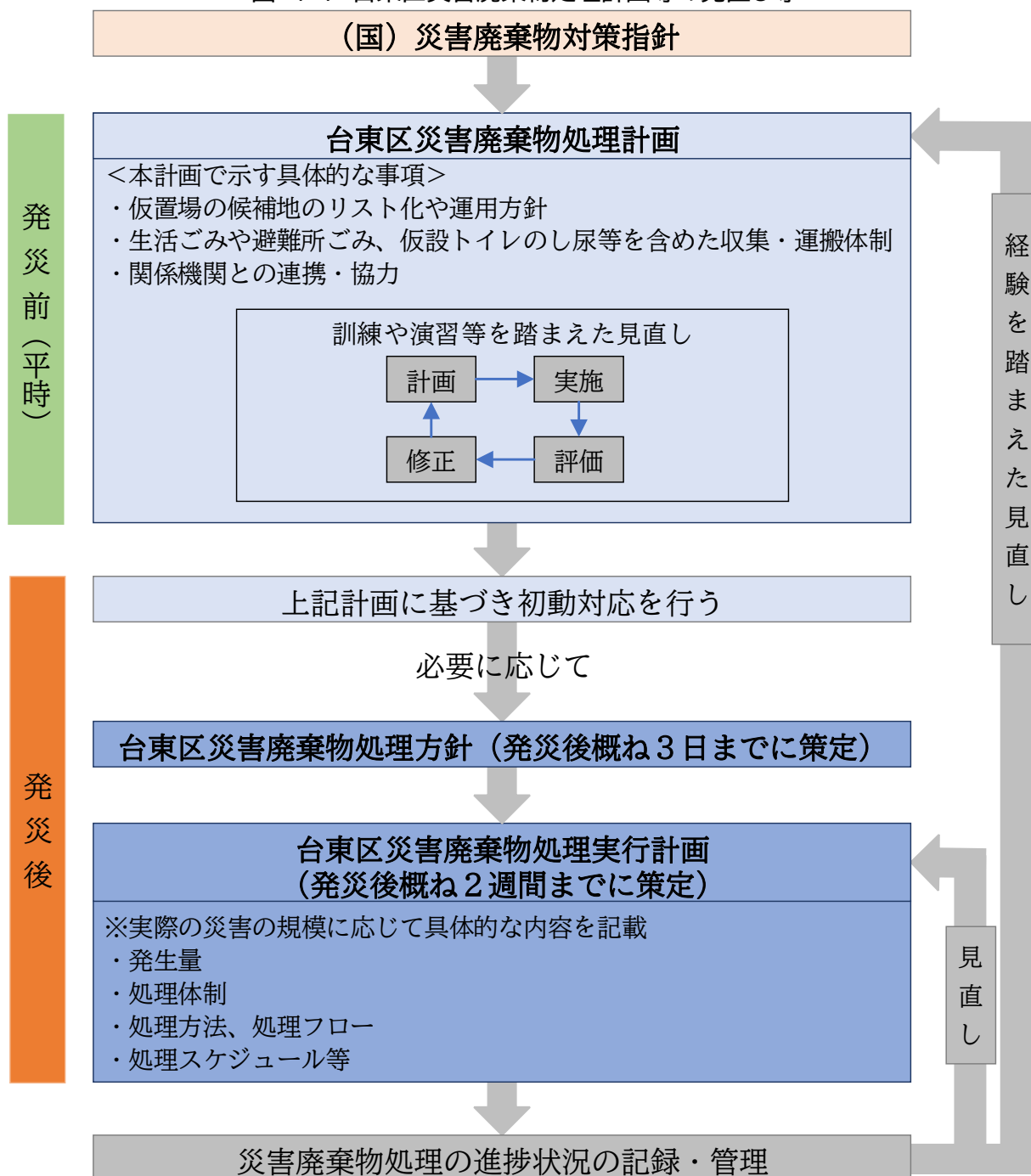


表 4-1 計画策定の概要

計画の種類	策定期期	概要	見直し
災害廃棄物処理計画	発災前(平時)	災害廃棄物に係る基本的な考え方や対応策を定めた計画。初動対応は本計画に基づき行う。	組織体制や仮置場候補地の状況等を最新情報に適宜更新する。
災害廃棄物処理実行計画	発災後	実際の被害状況に応じて、災害廃棄物の具体的な収集・運搬方法やスケジュールを示した実行計画	被害状況や災害廃棄物の発生状況、処理施設の稼働状況等の最新情報や収集・運搬の進捗に応じて随時見直す。





---

# 資料編

---

# 1. 本計画で想定した災害及び被害

## (1) 地震災害

首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 東京都防災会議 抜粋）

<東京湾北部地震 冬 18 時 風速 8m/s>

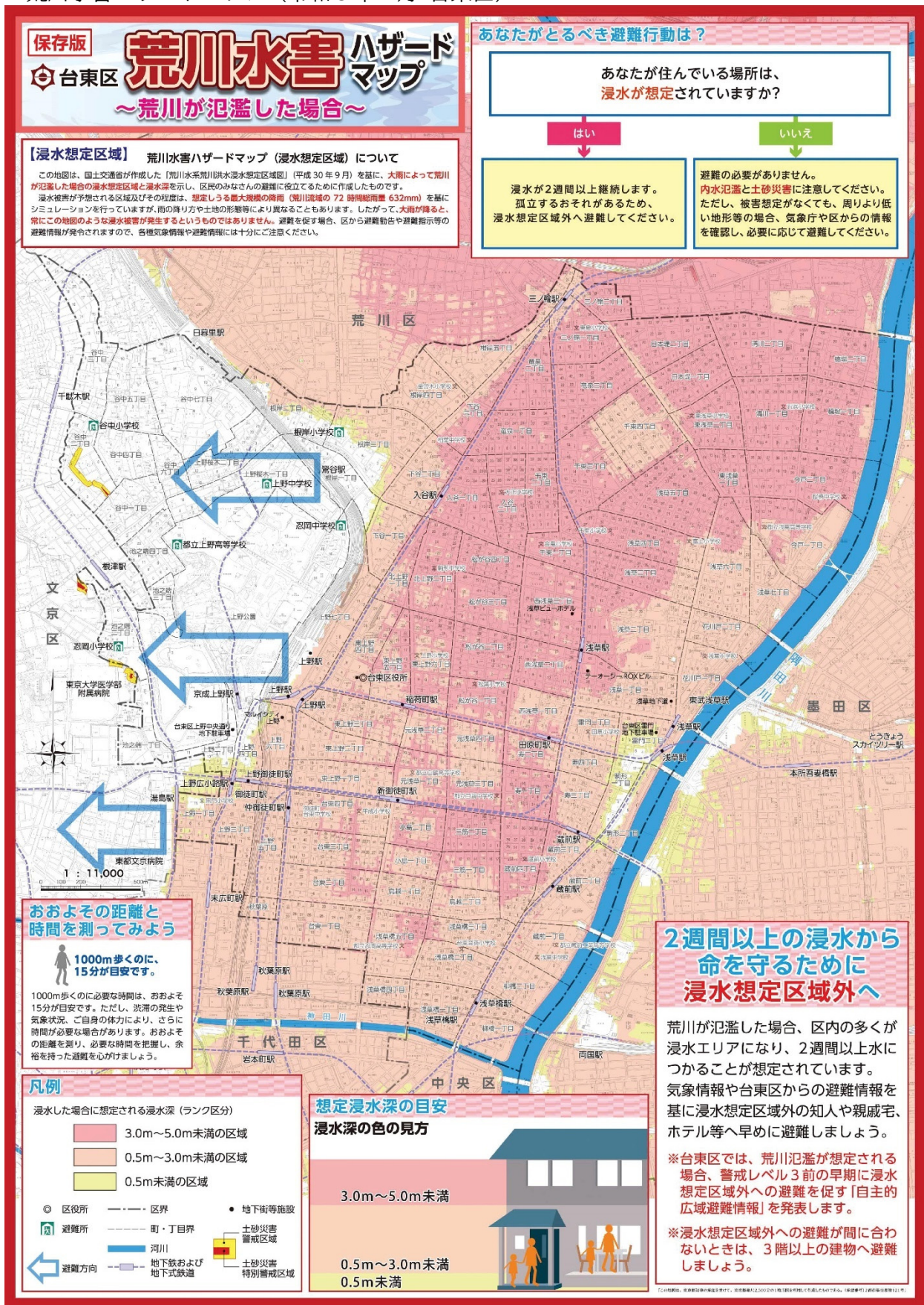
条件	地震名	東京湾北部地震						
	震源	東京湾北部						
	規模	マグニチュード 7.3						
	震源の深さ	約 20Km~35 Km						
	人口	昼間人口:303,522人 夜間人口:175,928人						
	時期・時刻	冬の朝 5 時		冬の昼 12時		冬の夕方 18 時		
	風速	4m/ 秒	8m/秒	4m/ 秒	8m/秒	4m/ 秒	8m/秒	
	人的被害	死者	408人	408人	484人	485人	481人	482人
原因別		揺れ・液状化による建物倒壊	402人	402人	440人	440人	410人	410人
		地震火災	3人	3人	41人	41人	67人	68人
		急傾斜・落下物ブロック塀	2人	2人	3人	3人	3人	3人
負傷者 (うち重傷者)		4,647人 (774人)	4,647人 (774人)	6,006人 (969人)	6,009人 (970人)	5,543人 (922人)	5,548人 (924人)	
原因別		揺れ・液状化による建物倒壊	4,526人	4,526人	5,758人	5,758人	5,162人	5,162人
		地震火災	10人	10人	136人	140人	270人	275人
		急傾斜・落下物ブロック塀	111人	111人	111人	111人	111人	111人
		屋内収容物の移動・転倒(参考値)	145人	145人	205人	205人	176人	176人
物的被害		建物被害(全壊)	6,815棟	6,817棟	8,038棟	8,063棟	9,370棟	9,417棟
	原因別	揺れ・液状化等による建物倒壊	6,687棟	6,687棟	6,687棟	6,687棟	6,687棟	6,687棟
		地震火災	128棟	130棟	1,351棟	1,376棟	2,683棟	2,730棟
	ライフライン	電力施設(停電率)	49.6%	49.6%	50.8%	50.9%	52.2%	52.3%
		通信施設(不通率)	2.1%	2.1%	4.5%	4.5%	7.2%	7.3%
		ガス施設(支障率)	88.7~100.0%					
上水道施設(断水率)		61.1%						
下水道施設(管きよ被害率)	31.7%							
その他	帰宅困難者の発生	—	—	112,757人	112,757人	112,757人	112,757人	
	避難者の発生(ピーク:1日後)	69,816人	69,822人	73,715人	73,795人	77,963人	78,114人	
	避難所生活者(1日目)	45,380人	45,384人	47,915人	47,967人	50,676人	50,774人	
	エレベーター閉じ込め台数	470台	470台	475台	475台	481台	481台	
	災害時要援護者死傷者数	221人	222人	155人	155人	183人	183人	
	自力脱出困難者	2,729人	2,729人	3,340人	3,340人	3,023人	3,023人	
	災害廃棄物	178万t	178万t	181万t	181万t	184万t	184万t	

※小数点以下の四捨五入により、合計は合わないことがある。

※火災による焼失棟数は、倒壊建物を含む。

## (2) 風水害

### 荒川水害ハザードマップ (令和3年1月 台東区)



資料編

## 2. 災害廃棄物発生量の推計方法

### (1) 生活ごみ発生量

#### 前提条件

- ・燃やすごみは、平時における回収量を用いる。
- ・燃やさないごみは、平時の燃やさないごみと燃やさないごみのピックアップ回収量の合計に、神戸市における阪神淡路大震災時の不燃系ごみの増加率（172.56%）を乗じて推計する。

#### 計算式

生活ごみ発生量 = 燃やすごみ回収量 + (燃やさないごみ + 燃やさないごみのピックアップ回収量) × 不燃系ごみの増加率 (%)

### (2) 避難所ごみ発生量

#### 前提条件

- ・令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査で算定されたごみ排出原単位（燃やすごみ、燃やさないごみ）に避難所利用者数を乗じて推計する。

#### 計算式

避難所ごみ発生量 = ごみ排出原単位 × 避難所利用者数

### (3) し尿発生量

#### 前提条件

- ・断水の恐れがあることを考慮し、避難所に避難する区民全員が仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅区民も、仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する区民は、上水道に被害が出る世帯のうち半数とし、残り半数の在宅区民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

#### 計算式

##### し尿収集必要量

$$\begin{aligned} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1日1人平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する区民数

$$\begin{aligned} \text{断水による仮設トイレ必要人数} &= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \\ &\quad \times \text{上水道支障率} \times 1/2 \end{aligned}$$

水洗化人口：平時に水洗トイレを使用する区民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口+非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する区民は、上水道に被害が出る世帯のうち約1/2の区民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口=汲取人口-避難者数×(汲取人口/総人口)

汲取人口：計画収集人口

※家庭の汲取し尿の排出は見込まれないためゼロとする。

③1人1日平均排出量=1.7L/人・日

出典：東京都災害廃棄物処理計画（東京都環境局）

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

#### (4) 災害がれき発生量

##### 前提条件

災害発生直後において全壊・半壊・焼失ごとの被害棟数を調査し、把握することは困難であることから、全壊・半壊・焼失とみられる概ねの全体棟数から推計する。

また、東京都被害想定では、液状化被害の木造、非木造の内訳が示されていないため、「東京都災害廃棄物処理計画」における推計方法と東京都被害想定が一致するよう、木造、非木造の内訳を算出する。

<1棟あたりのがれき発生量>  
(単位：t/棟)

	廃棄物量
木造	59.1
非木造	623.1
焼失	22.7

<解体工事実施率>  
(単位：%)

	割合
全壊	100
半壊	50
焼失	100

<1棟あたりのがれきの種類組成>

(単位：%)

	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

<がれき単位容積重量> (単位：t/m<sup>3</sup>)

コンクリート	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
1.48	0.55	1.13	1.00	1.00

##### 計算式

がれき発生量=Σ {がれきの組成ごとに (全壊棟数+半壊棟数/2+焼失棟数) × (1棟あたりのがれき発生量) × (がれき種類組成)}

出典：東京都災害廃棄物処理計画（東京都環境局）

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

## (5) 仮置場の必要面積

### 前提条件

・木くず等の可燃性がれきを積み上げすぎると火災の発生につながることから、積み上げ高さは5m以下に抑える必要があるため、ここでは5mとした。

・仮置場の必要面積は、がれき容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。作業スペースの割合は0.8~1.0であるが、がれき容量から算定される面積と同等の作業面積を加えて1.0として算定する。

### 計算式

必要面積 = がれき発生量 ÷ がれき単位容積重量 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

出典：東京都災害廃棄物処理計画（東京都環境局）

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

## (6) 片付けごみの発生量

### 前提条件

・平時における粗大ごみ収集量に、神戸市における阪神淡路大震災時の不燃系ごみの増加率（172.56%）を乗じて推計する。

### 計算式

片付けごみ発生量 = 平時の発生量（収集実績）（t） × 不燃系ごみの増加率（%）

出典：東京都災害廃棄物処理計画（東京都環境局）

## (7) 風水害による災害廃棄物の発生量

### 前提条件

・荒川水害ハザードマップから「谷中」「上野桜木」「上野公園」「池之端」以外の全域で1階部分の床上浸水が発生したと仮定する。

・都区部の集合住宅平均階数3.4から集合住宅1階世帯数を算出する。

・床上浸水世帯数は床上浸水地域の一戸建、長屋建て、その他、集合住宅1階世帯数の合計値とする。

・「水害時における行政の初動対応からみた災害廃棄物発生量の推定手法に関する研究」（平山・河田,2005）より、床上浸水発生原単位=4.6t/世帯、床下浸水発生原単位=0.62t/世帯とする。

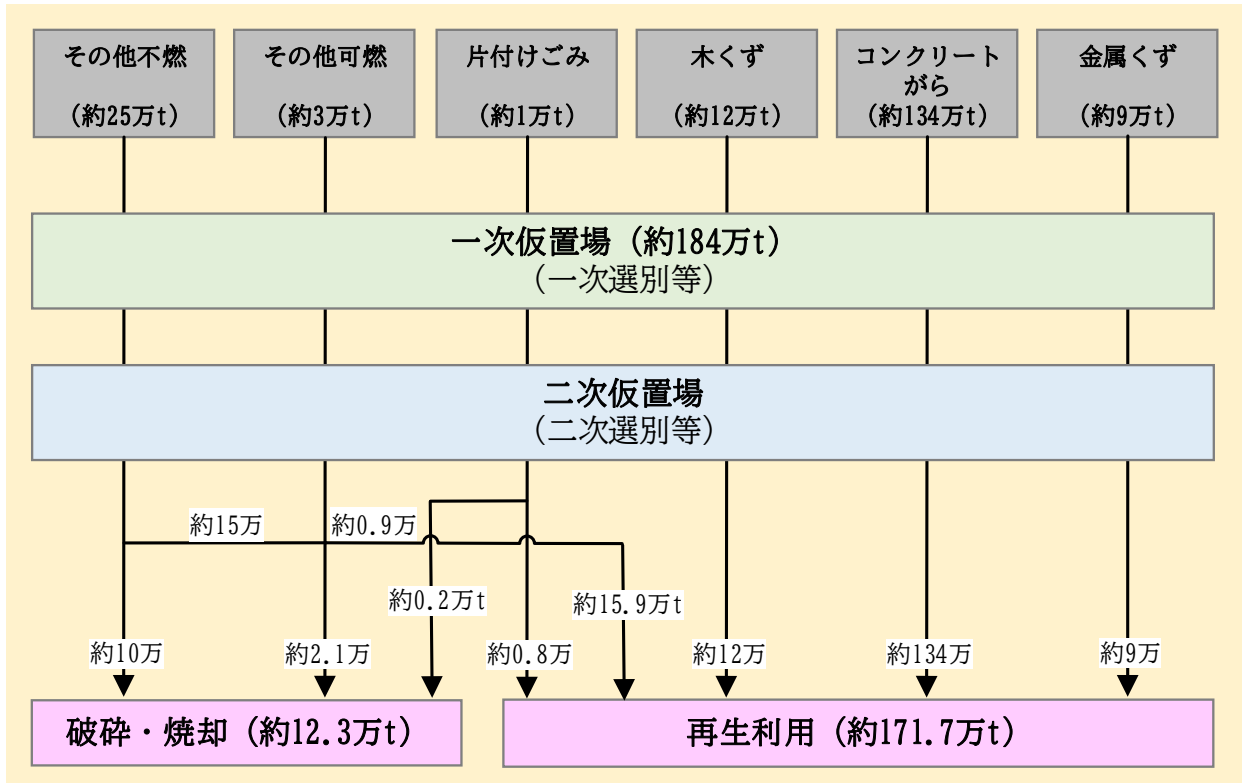
### 計算式

発生量(t) = 床上浸水発生原単位 × 床上浸水世帯数 + 床下浸水発生原単位 × 床下浸水世帯数

出典：災害廃棄物対策指針【技 14-2】（環境省）



#### 4. 災害廃棄物処理の流れ（地震災害）



出典：大規模災害時の被害状況「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）



## 5. 台東区災害廃棄物処理基本計画の策定経過

### (1) 台東区廃棄物減量等推進審議会 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和2年9月3日 第37回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○台東区災害廃棄物処理計画の策定について
令和2年10月23日 第38回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○台東区災害廃棄物処理計画中間のまとめ(案)について
令和3年1月20日 第39回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○審議会、庁内調整による中間まとめへの反映点等 ○パブリックコメントの実施結果について ○中間のまとめからの主な変更点 ○台東区災害廃棄物処理計画 最終案

### (2) 台東区ごみ減量・資源循環推進会議 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和2年8月24日 第1回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○台東区災害廃棄物処理計画の策定について
令和2年10月14日 第2回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○台東区災害廃棄物処理計画中間のまとめ(案)について
令和3年1月12日 第3回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○審議会、庁内調整による中間まとめへの反映点等 ○パブリックコメントの実施結果について ○中間のまとめからの主な変更点 ○台東区災害廃棄物処理計画 最終案

## 6. 委員名簿

### (1) 台東区廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	役職	氏名	所属等
学識経験者	会長	山谷修作	東洋大学 名誉教授 ごみ減量資料室 代表
	副会長	松波淳也	法政大学 経済学部 教授
	委員	崎田裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
	委員	庄司元	認定NPO法人環境文明21 客員研究員
区民代表	委員	小幡拓也	台東区町会連合会 会長
	委員	水島勝美	台東区清掃リサイクル推進協議会 常任理事
	委員	善財裕美	台東リサイクルネットワーク 代表
事業者代表	委員	星野温	東京商工会議所台東支部 商業分科会副分科会長
	委員	早津司朗	台東区商店街連合会 会長
	委員	後藤浩成	公益社団法人東京都リサイクル事業協会 事務局長
区議会委員	委員	石川義弘	台東区議会 保健福祉委員会 委員長
	委員	寺田晃	台東区議会 環境・安全安心特別委員会 委員長

(2) 台東区廃棄物減量等推進審議会 幹事・書記名簿

役職	役職	氏名
幹事	企画財政部長	田中 充
	環境清掃部長	小澤 隆
書記	企画課長	越智 浩史
	財政課長	関井 隆人
	危機・災害対策課長	飯田 辰徳
	区民課長	川島 俊二
	産業振興課長	上野 守代
	環境課長	小川 信彦
	清掃リサイクル課長	杉光 邦彦
	台東清掃事務所長	朝倉 義人

(3) 台東区ごみ減量・資源循環推進会議 委員名簿

役職	役職	氏名
委員長	環境清掃部長	小澤 隆
副委員長	企画財政部長	田中 充
委員	企画課長	越智 浩史
	財政課長	関井 隆人
	危機・災害対策課長	飯田 辰徳
	区民課長	川島 俊二
	産業振興課長	上野 守代
	環境課長	小川 信彦
	清掃リサイクル課長	杉光 邦彦
	台東清掃事務所長	朝倉 義人

# 台東区民憲章

あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いつくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします



(平成 18 年 12 月 14 日 告示 第 688 号)

## 花の心 たいとう宣言

---



台東区は古くから  
花に親しむ心が受け継がれ  
今なお 人々の暮らしの中で息づいています

花は 人の心を豊かにし  
安らぎとゆとり 希望と勇気を  
もたらします

全ての区民が 花を慈しむ心と  
おもてなしの心を育み  
心豊かで うるおいのあるまちを目指すことを願い  
ここに 花の心 たいとう宣言をします

(平成 28 年 4 月 1 日 告示 第 220 号)

## 台東区災害廃棄物処理計画

令和3年3月発行  
(令和2年度登録第58号)

台東区環境清掃部 清掃リサイクル課  
〒110-8615 台東区東上野4-5-6  
電話 03(5246)1018

古紙再生紙を使用しています。